

総務企画委員会記録
<第4号>

平成25年第7回沖縄県議会（11月定例会）

平成25年12月12日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成25年12月12日 木曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後5時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 6 乙第5号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 7 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 8 乙第9号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 9 乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
- 10 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 11 陳情平成24年第84号、同第85号、同第96号、同第187号、陳情第8号、第11号、第22号、第66号、第67号、第96号、第97号、第102号、第108号、第109号、第112号、第118号及び第140号

出 席 委 員

委員	長	山	内	末	子	さん
委員	員	新	垣	良	俊	君
委員	員	仲	田	弘	毅	君
委員	員	具	志	孝	助	君
委員	員	照	屋	大	河	君
委員	員	高	嶺	善	伸	君
委員	員	玉	城	義	和	君
委員	員	吉	田	勝	廣	君
委員	員	前	島	明	男	君
委員	員	渡久	地		修	君
委員	員	當	間	盛	夫	君
委員	員	大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

末松文信君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室	広報課	長	金良多	恵子	さん
総務部		長	小橋川	健二	君
総務統括		監	比嘉	徳和	君
人事課		長	砂川	靖	君
行政管理課		長	石垣	永浩	君
財政課		長	渡嘉敷	道夫	君
税務課		長	金城	聡	君
管財課		長	照屋	敦	君
企画部	交通政策課	長	多嘉良	斉	君
企画部	市町村課	副参事	宮城	力	君
環境生活部	環境保全課	班長	仲宗根	一哉	君

福祉保健部青少年・児童家庭課副参事	名渡山 晶 子 さん
福祉保健部健康増進課班長	大 野 惇 君
農林水産部糖業農産課長	竹ノ内 昭 一 君
農林水産部森林緑地課班長	崎 洋 一 君
商工労働部雇用政策課副参事	喜友名 朝 弘 君
文化観光スポーツ部文化振興課副参事	安 里 康 仁 君
土木建築部住宅課班長	與那嶺 善 一 君
土木建築部住宅課班長	眞榮平 徹 君
教育庁総務課長	運 天 政 弘 君
教育庁教育支援課長	識 名 敦 君
警察本部警務部長	出 原 基 成 君
警 務 部 管 理 官	譜久里 弘 君
交通規制課長	伊 波 一 君
交通指導課長	喜屋武 正 志 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第9号議案、乙第22号議案、乙第29号議案及び陳情平成24年第84号外18件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長、警察本部警務部長及び警察本部交通部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成25年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、予算を編成するものであります。

説明資料の1ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ55億7669万3000円で、これを既決予算額

7043億9021万5000円に加えますと、改予算額は7099億6690万8000円となります。

歳入、歳出の主な内容については、後ほど御説明したいと思います。

2ページをごらんください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをごらんください。

歳入内訳について御説明いたします。

地方交付税の18億249万4000円は、普通交付税の予算未計上分であります。

国庫支出金の15億1842万5000円は、沖縄振興特別推進交付金などの国庫補助金であります。

寄附金の1110万6000円は、沖縄ディーエフエス株式会社と沖縄特定免税店株式会社からの寄附金であります。

繰入金の2億1176万9000円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金からの繰り入れであります。

繰越金の14億9969万9000円は、平成24年度決算の剰余金の一部であります。

県債の5億3320万円は、空手道会館（仮称）及び離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備のため発行するものであります。

以上、歳入合計は、55億7669万3000円となっております。

4ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

一番上の知事公室の広報広聴活動費は、歴史、伝統文化、自然など沖縄の魅力あるソフトパワーを諸外国で発信し、認知度を高めるための経費であります。

中ほどの環境生活部の水質保全対策費は、沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶に関連し、水質汚濁防止法に基づき周辺環境への影響を調査するための経費であります。

福祉保健部の保育対策事業費は、待機児童の解消を目的として市町村が行う事業を支援するための基金積み立てに要する経費であります。

5ページをごらんください。

中ほどの文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費は、空手道会館（仮称）建設に係る用地取得、物件補償及び実施設計等に要する経費であります。

一番下の教育委員会の企画管理費は、離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備に要する経費で、工事請負費等の今年度執行分を計上しています。

以上、歳出合計は、55億7669万3000円となっております。

6ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正の追加であります。

今回の繰越明許費は、予算編成後の事由により年度内に完了しない見込みの事業について、適正な工期を確保するとともに、早期に契約を締結するため、沖縄振興特別推進交付金事業など37事業について、合計101億8938万2000円を計上するものであります。

7ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正の変更であります。

9月補正予算で繰越明許費の補正をした事業について、新たに繰り越しが必要となる箇所が生じたため、変更するものであります。

8ページをごらんください。

債務負担行為に関する補正であります。

沖縄バイオ産業振興センター指定管理料は、平成26年度から新たに指定管理者制度を導入することに伴うものであります。

空手道会館（仮称）建設事業は、実施設計について、離島児童・生徒支援センター（仮称）整備事業は、工事請負費等について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

沖縄県立青少年の家指定管理料は、石川及び玉城青少年の家に係るものとなっております。

9ページをごらんください。

地方債に関する補正であります。

沖縄振興特別推進交付金事業は、空手道会館（仮称）及び離島児童・生徒支援センター（仮称）の建設等に関連して発行する県債となっております。

以上が、甲第1号議案平成25年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 知事公室の広報広聴活動費1300万円とあるのですが、予算説明書を見ると旅費で360万円、委託料として870万円。これはどういうことでしょうか。

○**金良多恵子広報課長** 今回の補正につきましては、広報広聴活動費の中の沖縄ソフトパワー発信事業について補正をするものです。同事業は沖縄の自然環境と個性豊かな文化や平和を希求する心を沖縄のソフトパワーとして情報を発信し、沖縄の認知度を高めることを目的としております。平成26年度に外務省との共催でワシントンDCにおいて沖縄を紹介するオープニングセレモニーを開催することとしております。米国市民を対象に、日本大使館広報文化センターにおいてパネルや琉球舞踊、伝統空手の演武などによる沖縄の歴史や文化の紹介を予定しております。今回の補正予算、旅費につきましては外務省や在米日本大使館との調整にかかる経費。委託料につきましては、DVD、パネル制作にかかる経費等となっております。

○**當間盛夫委員** もう少し簡潔に言ってほしいのですが、ワシントンDCで沖縄の文化や歴史をアピールする事業に使うということですか。いつそれをやろうとしているのでしょうか。

○**金良多恵子広報課長** 平成26年度の6月下旬から7月上旬にかけてワシントンDCで予定しております。

○**當間盛夫委員** どうして平成26年6月に実施する事業について、この補正で措置しないといけないのですか。

○**金良多恵子広報課長** 平成26年度の6月から7月にかけて大使公邸で実施する予定ですが、その事前の準備として大使公邸との調整だとかDVDやパンフレットの作成等を平成25年度でやらないと間に合わないということで補正を要求しております。

○**當間盛夫委員** どうしてワシントンDCで沖縄をアピールしないといけないのですか。

○**金良多恵子広報課長** ワシントンDCは、アメリカの中で政治決定が行われ

る場所であり、アメリカ合衆国三権機関一大統領官邸、連邦議会、連邦最高裁判所が所在しているところであり、多くの国の機関、記念建造物や博物館が置かれておりまして、そこでやることが大事だと思っております。

○當間盛夫委員 そういう文化の発信も大事だと思うのですが、現実、ワシントンDCには我々の基地問題とかいろいろな形でアメリカ側に物申しているところもあるわけです。その中で沖縄の文化を別の角度で発信する—いいのかなと思いはしますが、これをやったことでの効果は何なのかなということがわからないのです。例えば、観光誘客でそういったものがあるということだとか、ワシントンDCでそれをやったからということがどのような効果を生むのかということはどう考えていますか。

○小橋川健二総務部長 これまで何度か訪米をして、基地問題を初めいろいろな要請活動をしてきている中で、沖縄のことが余り知られていないと。140万人が住んでいること、あるいは中南部で100万以上の人間が住んでいること。その真ん中に普天間基地があるといったようなこと等々がなかなかアメリカでは知られていないというのが現状のようであります。そういう意味で、このような地政学的な問題、文化等々を含めて沖縄は発信していく必要があるのではないかと、もろもろの理解を今後得るためにそういった広報活動が必要ではないかという問題意識から始まっている事業でございます。

○當間盛夫委員 沖縄を発信するというのも大事でしょうから、そのこともやりながらぜひ沖縄には米軍の基地もあるのだということも兼ねて実施したほうが逆にいいのではないかと思いますので、その辺もひとつ検討してみてください。

次に、沖縄振興特別推進交付金で2億5000万円減になっているのですが、その辺の説明をお願いします。

○宮城力市町村課副参事 今回の沖縄振興特別推進交付金の市町村分で2億5000万円減額しておりますが、これについて、市町村事業の303億円から減額するものではなくて、県の特別推進交付金を活用して財政力の脆弱な18町村の裏負担に充てるための県からの補助金を減額するものです。減額の理由としましては、当該補助金については当該18町村が実施する事業のうち、起債を充てられない、いわゆる非適債部分を対象としておりますが、県の当初予算編成段階においては、市町村の事業計画がまだ出そろっていないことから18団体が非

適債事業を実施するという見込みのもと、6億円余りを計上したもので、5月、7月と交付決定を受けて、ほぼ18団体の適債、非適債の区分ができるようになったことから今回減額補正を計上しているものです。

○**當間盛夫委員** 起債事業も含まれたから一起債事業でやる部分もこの町村の分であったから、そういう2億5000万円が浮くような状況になったということではないのですか。

○**宮城力市町村課副参事** そのとおりです。

○**當間盛夫委員** 本会議でも質問をしたのですが、今度、西原町が3億300万円返上したと。この理由を説明してもらえますか。

○**宮城力市町村課副参事** 西原町においては、庁舎建設の大型プロジェクトを実施しております。総事業費でいいますと、まちづくり交付金を含めて36億円、一般財源の所要額が5億円。平成25年度の一般財源が2億5000万円程度と聞いております。そういった中で、一括交付金事業を実施することにしておりましたが、一部農林水産加工物施設、これの用地を取得する計画を立てておりましたが、裏負担については起債をはめるという予定にしておりました。ところが、施設の規模等の見直しの中で用地取得を先送りにしたものですから、その部分の事業計画が減額になったと。そして、かわりの事業を模索していたようなのですが、起債がはめられるような箱物事業については事業計画に検討を要することから、平成25年度においては使い切れないということで、返上になっております。

○**當間盛夫委員** 賢明な判断だと思います。使い切れないのに無理に何かをはめていこうというよりは、今年度はこうだということできっかりと返すということも大事です。皆さんも市町村には一括交付金の部分は精査がありますよということを書いてきているわけですから、そういった部分というのは逆に評価されてよいものかなと思います。一方で、結果的に財政力の弱いところは、裏負担が2割ではありますが、1割が戻ってきて、1割を県がやりますよね。それがないところは、これが積み重なっていくのですよ。町村というのは、どこも大体似たり寄ったりのはずなのですよ。結果的に、そのものができなくて、今度のような形になるということでは一括交付金のあり方として本当にこれでいいのかなというところがある。やはり、町村には財政力の弱いところだけを

県が1割負担をやるということではなくて、町村に対しては全町村に今やっている県が裏負担分を補助しますというような方向づけを持ったほうがいいのではないのでしょうか。

○宮城力市町村課副参事 沖縄振興特別推進交付金を初め、補助金制度のスキームの中で自己負担を必要としない10分の10の補助率というのは財政規律の観点からは本来望ましくはないものと考えております。ただ、沖縄振興特別推進交付金事業の導入に当たって、先ほどの18市町村にあっては、裏負担の一般財源が調達できずに事業を実施できないという事態も想定されたことから、この町村支援事業費補助金を創設した経緯があります。財政指数で申し上げますと、41市町村のうち、この18団体が全て下位の18団体になっておりまして、残る本島内の町村で市部よりも財政力指数が高い、いわゆる財政力があるという団体もあって、そういう状況の中では全ての町村を対象にする状況にはないと。加えて、先ほど申し上げましたように、補助金創設の趣旨が町村の財政負担軽減を目的にしたものではなく、あくまでも交付金事業の円滑な導入を促すという観点から創設した経緯も含めると全ての町村を対象する状況にはないのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 基地を抱えているところは、そういう財政力があったりいろいろあるのだろうけれども、現実、この西原町とかは結果的に起債をしないといけない、それが積み重なってなかなか事業のめどがつかないということも現実ですから、その辺をいろいろなものを検討したほうがいいと思うので、ぜひ検討してください。今度11億円、この市町村の分で残があるということでの話だったのですが、これは大体使途的には決まったのでしょうか。

○宮城力市町村課副参事 8億円の未交付決定分がありまして、西原町が3億円返上するということになりまして、11億円なのですが、ほかに事業の上限がありますので、トータル的にはもう少しプラス部分とマイナス部分が相殺されて、結果的には8億円の交付決定になると。今、12月末の交付決定を受けるといことで内閣府と調整協議しております。年内には303億円満額の事業計画がなされるという予定であります。

○當間盛夫委員 市町村のほうにも言っているのですが、年間このまま予算がいただけるということになってくると3300億円ですよ、10年間トータルすると。それが一括交付金という形で市町村に行くわけですから。その10年後、この市

町村がどういう目標を持っているのかと。例えば、教育の部分にしても、各市町村の10年後のものを見据えた部分も捉えてやらないと、年度ごとにばらまきで何かの祭りに使いましたとか、何かイベントごとの何百万円とか、そこの首長の選挙運動のような形の一括交付金の使い方がいろいろな市町村に行くと見えてくるわけですから、皆さんはその辺—5年後の自分たちの事態がどうなっているのかと、目標的なものはどうあるのだということは、皆さんは市町村に示させる必要があると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○宮城力市町村課副参事 市町村が策定する総合計画、その中の位置づけはされているところとされていないところがあると思いますけれども、毎年度の地域のニーズに応じた事業計画を策定して、毎年度改善につなげていくということがこの一括交付金の趣旨であります。もちろん市町村事業の包括的な効果の検証は必要だと思いますけれども、それぞれの市町村に総合計画のもとでの位置づけとか、そういうものはあくまでも各市町村の判断により行われるものではないのかなと考えております。

○當間盛夫委員 私が言っているのは、各市町村を見るとイベントにお金を使っているのですよ。この一括交付金がなかったらこのイベントは終わるのかと。祭りの予算に使っているのですよ。南城市も今回ハーブフェスティバルなどをやるのですが、これで何千万円とか使うわけです。この一括交付金がばっさり切られたときに、この事業自体も全部終わるのですかということになるわけです。この事業をするのはどのような目的があるのだということ、これをやることでこの地域の産業がこういうふうになるのだとか、雇用がこういうふうに伸びていくのだとかというような目標を持たないと、ただイベントごとにお金を使っているのでは、お金がなくなったらこのイベント自体が終わるということではだめだよということを指摘しております。その辺は沖縄県も21世紀ビジョンという目標を持っているわけですし、そして、プランもあるわけですよ、県の500億円のものに関しては。どうしてそれが市町村に関してないのかということになってくると—このままいくと10年間で市町村に3000億円ですよ。その3000億円の部分が各市町村が10年後を見たら何も残っていなかったと。過疎化もしている、全然雇用も生まれていない、経済も何もよくなっていないということでは、この3000億円はどうしたのですかということにならないかということが心配なのです。その辺はどうですか。

○宮城力市町村課副参事 効果の検証につきましては、各事業単位で行ってい

るところであります。おおむね3年後をめどに、市町村事業の統括的な沖縄振興にどのくらい寄与したかという包括的な検証をすることを予定しております。毎年度ではなくて、3年程度のスパンで成果の検証を行うことにしております。その成果の達成度が低い、振興にも寄与度が低いということであれば、市町村の取り組みについて改めて全般的に見直すということも必要かなと思っております。

○當間盛夫委員 市町村も2年目に入って、次で3回目の要求になって、文書的なものは大体簡単になってきていますよ。観光と書けば済むという安易な部分の予算要求になっているところも。ぜひ皆さん、その辺も指摘しながら、ばらまきだと言われないようにやってもらいたいと思います。

次に、保育対策事業。今度、30億円積み立てをするということがあるのですが、待機児童は何年でゼロにするのですか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 待機児童の解消につきまして、県では平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000名の待機児童を解消することを目指しております。市町村では現在、待機児童解消計画の策定をしているところでございます。

○當間盛夫委員 平成29年度末までに9000名の待機児童を解消していくと。できるのですか、基金を積み立てる中で9000名というのですが、どれぐらいの保育所ができる予定ですか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 県での待機児童対策の手段となるのは、国の安心こども基金を活用した保育所整備事業と、一括交付金を活用した認可外保育施設の認可化と、2つの事業を中心に進めているところです。今回の基金については、基金でどうこうするというよりも2つの国庫を使った補助ではちょっと対応しづらい、そこからこぼれるような事業を市町村支援していくことによって待機児童の解消を進めていきたい、加速化していきたいという趣旨での基金になっております。

○當間盛夫委員 何カ所というのはわかりませんか。何カ所つくればこの9000名という皆さんが目標にしているのは達成できるのでしょうか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 それは現在、市町村がそれぞれ抱え

ております潜在的待機児童も含めて、待機児童数に応じて待機児童解消計画というものを策定しておりますので、その中で新しい保育所をつくるのは何カ所、それ以外にも認可外施設の認可化で何カ所というような形でトータルで9000名という形になりますので、現段階で計画を集計中というところでございます。

○當間盛夫委員 間違いなく各市町村というのは嫌がるわけですよ。結果、自分たちの負担になるわけですから、そのことは。ただ例を挙げると、豊見城市が認可保育園を公募をかけてやっているのですけれども、これ以降はないというような取り方なのです。でも間違いなく向こうも若い人たちが多いところだから、不足待機児童がふえてくる地域にもなるのでしょうけれども、行政的にはいっぱいいっぱい。その辺をどう県がサポートしていくのかがわからないのですが、この辺はどうなっていますか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 待機児童の解消は、保育所を新たに創設することも手法の一つではございますが、あるいは今ある施設を改築する際に増築をして、そのキャパをふやしていったり、先ほど申し上げましたように現在ある認可外保育施設を運営支援しながら認可化を促進して行って、認可保育所化して待機児童を減らしていくというような形でいろいろな手法がございます。それからまた、現在ある保育所を分園して一分園の場合、例えば賃貸での開園とかという形で迅速に行うことができますので、そういったさまざまな手法を通して各市町村とも待機児童解消を図っていきたいという計画の内容に一今はまだ途中なのですが、なっております。

○當間盛夫委員 皆さん目標は掲げるけれども、待機児童解消、解消と言って一度も解消されたことはないのですよ、この十何年間。これから国は認定こども園というものをやってくるのですが、この認定こども園はどこが見るのですか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 県のほうで認可をして、監督していきます。

○當間盛夫委員 この認定こども園も想定して、この対策事業費というのはあるのですか。これからそれも想定のもとでやっているのですか。

○名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事 基金につきましては、交付金として

定額を市町村に交付するのですが、その使い道といたしましては市町村が個々の実情に応じて、この事業に充てたい、あの事業に充てたいというような形で事業を選定、企画をして、それに交付金を充てるという手法になっておりますので、市町村が、例えば、認定こども園に使いたいということであれば、それが待機児童に資する事業であれば交付金を充当して実施していただくことは可能だと考えております。

○**當間盛夫委員** ありがたいですね。認定こども園というのは何もないのですよね、現実、国は。保育所には8割の部分だとかがあります、この基金で認定こども園をやりたいと手を挙げるところがあれば、その認定こども園の施設に対する補助の要望も市町村からできるということではないのですか。

○**名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事** 認定こども園への支援は、国の安心こども基金の中に、認定こども園を開設するための運営資金の補助ですとか、施設整備がございますので、この基金を活用する場合はそれに市町村が上乗せで単独で補助をするような場合を想定しております。

○**當間盛夫委員** 勉強不足ではありますが、認定こども園に対する施設のものはまだないという認識でした。これはもうできるのですか。

○**名渡山晶子青少年・児童家庭課副参事** 認定こども園をつくるための施設の改修費補助であったり、認定こども園に移行するための期間の運営費補助というのはございます。

○**當間盛夫委員** 認定こども園というのは、今、少子化対策で議論されていて、その施設的なものはまだ一切予算がないという認識だったものですので、少しその辺を確認しました。

○**山内末子委員長** ほかに質疑ありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 沖縄振興特別推進交付金、県がほぼ全部今度の補正で積んで、市町村も12月までには全部交付できるようになるということなのですが、これは去年と比べてどうなのでしょう。

○**渡嘉敷道夫財政課長** 昨年度におきましても、11月補正段階で803億円、11月を終えて補正で認められますと、全額予算計上したことになります。

○**渡久地修委員** 市町村もですか。

○**宮城力市町村課副参事** 昨年は内諾という運用上の手続を経て、9月時点で約303億のうちの9割、271億の内諾をいただいでいて、12月に最終的に303億円の交付決定をいただいでいます。今年度は7月5日の時点で9割を超える285億円の交付決定を受けておまして、12月中旬以降に303億円全ての交付決定を受ける予定にしております。去年よりは十分早まっている状況です。

○**渡久地修委員** 実際、このように11月の補正でほぼ決定されていますけれども、昨年度の決算では執行率になるとぐっと落ちて結構いろいろ指摘されましたよね。特に、市町村分の問題で、県の総務のところには執行率が落ちるとかありましたよね。今度も前年度同様に今の時点で満額補正したのですが、執行率は年度最終になってくるとどうなりそうですか。不安材料はないですか。

○**小橋川健二総務部長** 昨年の平成24年度決算の執行率が低かったと、今御指摘をいただきました。それも2月に緊急経済対策があったり、あるいは委員がおっしゃるような市町村分を県計上にしたという例年にないような扱いがありましたものですから、そういう形になりました。今、県分しかないのですが、9月末の一括交付金事業の執行率は、昨年度に比べまして同時点で約7ポイントぐらい上がっている状況です。これは先ほど答弁がありましたように、事前に内閣府との調整で準備制度ができたこと。それ以前にやはり交付要綱とか、それから交付決定もそれなりに早まったと、そういう状況もございましてけれども、今年度は9月時点で7ポイントで上がっていますので、昨年よりは改善につながると期待をしております。

○**渡久地修委員** この一括交付金、そして県全体の予算で特に今心配されるのが、例えば建設事業の入札不調とか出てきていますよね。いわゆる人が確保できないとかありますよね。これはまだ改善されていないと思うのですが、そういう不安はないですか。

○**小橋川健二総務部長** 正直申しますと、今、お話があるように不調とか不落とといったものがかなりふえております。ですから、公共事業について、今後執

行率が予断を許せないというふうに認識はしております。その改善の一助になるというつもりで、実は今回提案しております繰越明許費もそうなのですが、昨年度までは11月補正でしか繰越明許費は計上しておりませんでした。今年度は、もう明らかに年度内に完成はしない見込みがある事業については9月で繰越明許費は計上させていただいて、適正な工期を確保すると。そうしますと、早期に着工、着手ができるものですから繰越額の圧縮はできるのではないかと、そういったような新しい試みも今年度から始めたところであります。

○渡久地修委員 今のは皆さんの予算の計上の仕方の対策ですけれども、あと実際、現場での職人さん不足とか、鉄筋工型枠とか、そういう人たちの人材不足がありますよね。そこを対策しないとこれはずっと続くと思うのですが、その辺は何か対策はとっていますか。

○小橋川健二総務部長 やはり離島とか、ああいった事業が軽減されるとか、それからロットの小さい事業ですね。例えば、利益率が小さいとかということだろうと思いますけれども、そういったものは敬遠されがちだと聞いております。そういう対策のために、例えば、指名競争入札を一般競争入札に変えるとか、あとはロットを大きくするとか、工事の発注単位を大きくするとか。そうしますと、利益率が大きくなる可能性がありますので、そういった対策をとっているようでございます。

○渡久地修委員 せっかくこのような予算がついたものが、きちんと執行できるような対策を今後ともぜひ努力していただきたいと思います。

あと、サッカー場の水質保全対策費が計上されていますけれども、これは国、県、市で分担していろいろな調査をやっているのですか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 沖縄防衛局は、ドラム缶の付着物の検査を実施しております。沖縄市も同時にドラム缶の付着物の検査をやっております。それとあわせて、土壌の有害物質の調査も両者で実施しております。県は、サッカー場周辺の環境の影響調査ということで、周辺の地下水等の水質の調査を実施しております。

○渡久地修委員 これは、全部専門の調査機関の委託になるのですか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 ダイオキシン類については、国の認定を受けた

分析を専門とする会社で実施するという事になっておりますので、ダイオキシン類についてはそういった国の認定を受けた会社に分析を依頼しているところではあります。

○渡久地修委員 今回の事件もそうですが、これからどんどん米軍基地が返還される時にこの問題は必ず起きてくるので、県に専門の部署も設けて、専門の検査機器も県で所有して、県が責任を持ってやるようにすべきだということは何度か言っているのですが、その後それは検討されていますか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 ダイオキシン類を分析できる機器というのがございまして、これは高分解のガスクロマトグラフ—質量分析装置と申します。昨年度—平成24年度に石川県が全国の公的機関、63機関におけるダイオキシン類等の分析機器の導入状況について調査をしております。調査した結果では全体の43%に当たる27機関で機器の導入をしております。機器の導入費用が機種にもよりますが、5000万円から約7000万円、それと特別な空調設備を加えたとおおよそ1億円を超す金額となります。しかし、機器、設備の維持管理費が年間数千万円かかるということがございまして、年々ダイオキシン類の分析に関しては外部委託に変更するといった機関がふえているのが現状でございます。ダイオキシン類の外部委託については、ダイオキシン類対策特別措置法が制定されました平成12年のころは1件当たりおおよそ100万円程度と高額でありましたが、現在ではおおよそ10万円程度と廉価になっておりますので、費用対効果を勘案しますと機器の導入は慎重に検討すべきではないかと考えております。

○渡久地修委員 いずれにしても、これから米軍基地の返還の問題が大きな焦点になってくるので、そこはきちんと県も責任を持ってやれるような体制をつくってください。

あと、予防接種費がありますね。国庫償還に要する経費。これは、これまでやったものが引き続き、別の予算措置で継続されるということで理解していいのでしょうか。

○大野惇健康増進課班長 よろしいです。というのは、この予防接種基金は、平成22年度に国が補正でやりまして、予防接種法を改正するまで3ワクチン—子宮頸がんの予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用の肺炎球菌がありますけれども、3ワクチンについて、国が財源を交付金として措置しまして、沖縄県では平成22年度から沖縄県ワクチン接種緊急促進基金として基金を造成しまして

やっております。それが平成24年度まで続きまして、その間国は予防接種法を改正しまして、そのワクチンについて定期接種を今年度4月から実施しております。それによって国からの予防接種に係る費用は市町村に地方交付税として財源措置されるようになっております。法的には定期接種となったということでございます。

○渡久地修委員 市町村負担がふえるわけでもない、今までどおり接種が受けられるということでしょうか。

○大野惇健康増進課班長 それでよろしいです。

○渡久地修委員 今の3つのワクチンの接種率というのは何%ですか。

○大野惇健康増進課班長 接種率でございますが、これは平成22年度から始まっていますが、平成22年度は国が11月補正でやっておりますので、県としては年明けの2月からやっています。参考になりませんが、平成22年度は4市町村がやっております。平成23年度から41市町村で行われまして、子宮頸がんにつきましては接種率が78%、ヒブワクチンは56.7%、肺炎球菌ワクチンが57%となっております。

○渡久地修委員 これは肺炎球菌ワクチンで57%、ヒブワクチンで56%、あるいは子宮頸がんが78%というのは、接種率としては高いほうですか、低いほうですか。

○大野惇健康増進課班長 低いです。国として接種率について、子宮頸がんのワクチンにつきましては85%、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましてはゼロ歳から1歳が100%、2歳から4歳が80%という目標を設定しておりましたが、そういう意味では接種率が達していないという状況でございます。

○渡久地修委員 低いのはどうしてでしょうか。

○大野惇健康増進課班長 いろいろあるかと思いますが、予防接種自体は市町村の事業でありまして、県としてはそれを指導とか、普及啓発についてポスターとか新聞等で広報を行っております。市町村においては、説明会を開催し、

個別に通知等を対象者に周知をしておりますが、その辺の普及啓発がなかなかうまくいっていなかったのかなということで、平成25年度から予防接種法が改正されまして、法的に接種化になりましたので、今後さらに力を入れて接種率を向上させていきたいと思えます。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。

次、妊婦乳児健康診査費。これも同じですか。

○大野惇健康増進課班長 これも同じように、妊婦健診の事業としましては、沖縄県妊婦健康診査支援基金でございますけれども、妊婦検診の審査は平成19年度より市町村の5回分の交付税措置と、平成21年度から国の経済対策により9回分について県が措置した妊婦健康診査支援基金を活用して、市町村が公費で14回の妊娠健康診査を実施しており、平成22年度からは地方財源措置ということで地方交付税措置をされ、恒常的な仕組みへと移行されております。

○渡久地修委員 これも市町村負担がふえるわけでもない、それから妊婦の負担がふえるわけでもなくて、今までどおり受けられるということで理解していいですか。

○大野惇健康増進課班長 そういうふうに理解してよろしいです。

○渡久地修委員 あと、実際の実績はどうなっていますか。14回みんな受けていますか。

○大野惇健康増進課班長 9回の実績でございますが、平成24年度は件数が11万9234件で、平均受診回数が6.76回となっております。14回につきましては、検査件数が19万9654件で平均回数が11.32回となっております。

○渡久地修委員 11.32回というのは、多いほうですか。少ないほうですか。

○大野惇健康増進課班長 これは全国平均がありますけれども、全国平均が11.16回となっておりますので、若干沖縄県のほうが高いというデータとなっております。

○渡久地修委員 沖縄は離島を抱えているものですから、離島の状況はどうな

っていますか。

○大野惇健康増進課班長 離島におきましては—これは宮古島市と石垣市の市を除く13の町村でございますけれども、件数が2825件で、平均受診回数が10.24回となっております。

○渡久地修委員 離島は特に県全体で低くなっているのですが、これの対策は県としてはどうしますか。

○大野惇健康増進課班長 県の対策としまして、今後、離島への受診に対する旅費や宿泊費を充実させて、接種率を向上していきたいと考えております。

○渡久地修委員 これは県が予算措置をするのですか。

○大野惇健康増進課班長 基本的には市町村が予算措置することになっております。

○渡久地修委員 あと雇用対策推進費で震災等緊急雇用対応事業、これの国庫償還の説明をお願いします。

○喜友名朝弘雇用政策課副参事 今回、国から都道府県に対しまして、復興関連予算で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る震災等緊急雇用対応事業のうち、執行見込みのない残余额について速やかな返還の要請があったところでございます。本県においては、当該要請の趣旨を踏まえまして、執行見込みのない残余额を国へ返還するために、償還金2億1176万9000円を補正予算で今回計上しているところでございます。

○渡久地修委員 執行見込みがないということは、これまで執行したもの、あるいは今年度既に執行計画されているものは対象にならないのですか。

○喜友名朝弘雇用政策課副参事 そうです。

○渡久地修委員 この事業はどのような目的で行われて、どれだけの実績があったのでしょうか。

○喜友名朝弘雇用政策課副参事 今回の震災等緊急雇用対応事業は復興関連予算という観点から対象求職者が被災求職者、または平成23年3月11日以降の離職者に限定されているというところをございまして、事業はそういった方々を雇用する事業ということでございます。事業を2つ、大きなものを主に御説明したいと思います。1つ目が国際物流拠点産業集積地域人材育成事業というもので、内容は国際物流拠点産業集積地域に立地予定の企業が県内求職者を雇用して、本社または親会社に当たる県外工場、県内では獲得が難しい高度な技術をOJT、OFF-JTを通して現場で経験を積ませることで製造業技術者を育成するといった事業でございます。規模としましては、約7000万円でございます。雇用創出人数としては25名です。もう一つの事業でございますが、インターネットエンジニア育成事業というのがございまして、概要は県内求職者を雇用しWEB開発またはネットワーク管理の研修トレーニングを実施した後、企業におけるOJTを通して現場経験を積ませるということで、WEB開発人材エンジニアを育成するという事業でございます。事業費としては、約2億500万円でございます。雇用創出人数といたしましては、100名となっております。

○渡久地修委員 この基金事業の合計の実績、雇用人数は。

○喜友名朝弘雇用政策課副参事 平成24年度の実績がございまして、平成25年度は、今現在集計中でございます。それで合計いたしますと、延べ人数といたしましては2435名を予定しております。

○渡久地修委員 この返還分で一先ほど見込みがないということで、計画していた事業での雇用者がもうできなくなったということは発生しないわけですね。

○喜友名朝弘雇用政策課副参事 事業は平成24年度で決定しておりますので、平成25年度も平成24年度で決定した事業の継続でございますので、事業が中止になるということはありません。

○渡久地修委員 次に、空手道会館なのですが一私は空手については詳しくないのですが、ここに仮称と書いてあって、空手道会館という名前がついていますが、古武道をやっている人から空手道古武道会館にしてくれということ強く要請されているのです。その辺は皆さん、検討の上でこの名前になっている

のですか。

○安里康仁文化振興課副参事 新聞報道等でも空手道古武道という古武道を入れてほしいという新聞報道も見たことがありますし、実際に古武道をやっている方からもそういう要望を聞いたこともございます。ですが、これまでいろいろな方々の意見を聞きながら今進めている最中でございます。名称を加えるかどうかというのは、今後いろいろなところに議論が必要かなと思っております。

○渡久地修委員 きのうちも言われたのですよ、強く。これはその道のいろいろな流派もいっぱいありますし、そこはよく専門家も交えて真摯に検討をして決めていくということでやってほしいのですが、どうですか。

○安里康仁文化振興課副参事 今現在、仮称という形でつけておりますので、決定ということではないと思っております。今、基本設計をやっている段階で、これから実施設計、用地取得、建設へと進めていくわけでございますけれども、名称等についても今後いろいろな方々の意見を聞きながら決めていくことになろうかと思っております。

○渡久地修委員 空手道会館に古武道を入れてほしいという人たちの声もよく受けとめて検討してください。

○安里康仁文化振興課副参事 わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 今の空手道会館（仮称）の件ですけれども、今回の補正で用地取得とか物件補償、設計等に関する経費が計上されているのですけれども、これ本体は幾らの予算を想定しているのですか。

○安里康仁文化振興課副参事 基本設計を今やっている段階でございます。まだ建物の大きさ、あらあらで出してはいますが、おおよそ30億円ぐらいの規模になろうかなと思っております。

○大城一馬委員 豊見城城址跡に建設されるということで、それは場所的にも

非常に立地としては評価はします。それで、この豊見城空手道会館と、いわゆる豊見城城址の整備構想、ここはかつての豊見城城址のほぼ全面積ですか、民間の会社が買い取っていたのですが、今後この城址の整備構想を含めて空手道会館をどう連携させて整備がなされるのか。そういうところがあれば示してもらいたいと思います。

○安里康仁文化振興課副参事 現在、豊見城市で委員会をつくりまして、城址の整備構想を検討しております。そこに県からも統括監級の方が委員として加わっておりまして、空手道会館と一体となって地域全体を整備していくということで、今、歩調を合わせて連携をとっているところでございます。

○大城一馬委員 要するに、まだ大まかな構想も出ていないという段階なのですか。

○安里康仁文化振興課副参事 平成24年度に豊見城市が公園跡地の全体的な土地利用構想をつくっておりまして、また今年度も委員会を立ち上げて城址跡利用基本計画を策定しているところでございまして、この辺も踏まえて一体となって空手道会館の整備を進めていきたいと思っております。

○大城一馬委員 やはりここは結構高台にありますし、この城址跡の整備ですからぜひ空手道会館とマッチしたような—これは市の発展にもつながることですから、しっかりとした整備構想を打ち立ててほしいと思っております。

次に、教育委員会。離島児童・生徒支援センターの整備関連です。これは、離島各自治体からも強い要請で、一括交付金を活用しての宿舎がいよいよ建設されるわけでありましてけれども、教育委員会として高校のない離島入所調査をやっていますよね、要するに入寮を希望する調査を。これは対象は離島10町村ということなのですが、それで理解してよろしいですか。

○識名敦教育支援課長 対象となる離島は、高校が設置されていない離島ということで、15市町村の離島が対象となっております。

○大城一馬委員 この寮は定員が120名だという規模になろうかと思っておりますけれども、この入所を希望というのはこの定員との問題で上限含めてどのような—例えば、120名の定員に対して、入所希望が少ないのか、多いのか。そういうことも調査の結果、あらわれていると思います。入舎希望は調査時点では何

名だったのですか。

○識名敦教育支援課長 具体的な保護者等に対しての希望調査というのはやっておりませんが、市町村からの意見交換の中で得た感触では、恐らく120名の定員に対して応募者のほうが上回るのではないかというような感触でございます。

○大城一馬委員 応募者が上回る、定員は120名しか入所できない、その辺の対策はどういうふうにして教育委員会としては考えているのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 これにつきましては、いろいろな知恵を出してやらないといけないと思っているのですが、可能な限り漏れた生徒についても一これは既存の学校に設置されております寮がありますけれども、そちらの寮の学校、それから当然御父兄の方の同意も前提となりますが、そういったところの寮が活用できないかということも考えつつ、可能な限り県が設置した施設に入寮できるように調整できないかということは検討しております。

○大城一馬委員 やはり希望する学校、高校との関連も結構出てくると思います。例えば、今のお話ではA高校に進学したいけれども寮がなく、他のB高校に寮があると。この定員オーバーした場合の対応として、そこから通学することも可能性としては出てくるということでしょうか。

○識名敦教育支援課長 先ほども申し上げましたけれども、それを設置されている学校の了解が一番必要なことではあります。そういった条件が全部クリアできれば、例えば、その学校のところからバスで通えるとか、徒歩なりで通えるとかということであれば、可能性としては考えられるのではないかと考えております。

○大城一馬委員 要するに、緩やかに対応はできるということを考えているということですね。

○識名敦教育支援課長 全体として学校、父母の了解が一番ですので、管理部も含めてそれがクリアできれば可能性としてはあるのではないかと考えております。

○大城一馬委員 全県の高校が対象ですから、それぞれ希望する生徒の選定でありますけれども、ここは県立高校、私学の高校も当然入っていくわけですよ。

○識名敦教育支援課長 センターにつきましては、本来県立高校にそれぞれ寮を併設をすれば一番よろしいのですが、今回のセンターについてはあらゆる学校、複数の学校に通う生徒を1カ所の寮に入寮をしてもらうということで、県立高校の施設として管理をしていくということがございます。そのために、基本的には県立高校に通学する生徒をまずは対象に我々としては今のところ考えております。

○大城一馬委員 国立沖縄工業高等専門学校一高専は対象になりますか。

○識名敦教育支援課長 高専自体寮を持っております。高専もやはり県立ということではなくて、国立ということになりますので、まずは県立に進学する高校生を対象に考えていきたいと思っております。

○大城一馬委員 やはり、たとえ私学といえども、同じ立場で対応しないといけないのではないかと感じておりますので、これは検討事項としてぜひ差別することなくよろしくお願いします。そこで、この寮のあり方なのですが、120名の定員ですから、これは極めて数の多い、そして施設もそれなりの施設になるだろうと思っています。この寮の運営、もちろん舎監等は配置すると思いますが、この寮の運営体制の配置構想というのはできていますか。例えば、舎監とか指導教師の配置とか、あるいはこの中で生活しますから食堂とか栄養士、調理師とかも含めて、そういった体制づくりというのはできているのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 当然、食事につきましては栄養士が食事を提供するという事になっていきますけれども、今までの既存の寮と大きく違うのは、学校に併設されていないことです。既存の寮については、学校全体でサポートをするという体制がとれますけれども、この寮については学校と場所が離れて、複数校に通う生徒が120名入舎するという事で、かなり管理をする一先ほど委員からありました舎監とか、面倒を見る支援の方とか、これは万全を期さないといけませんので、具体的には来年度から早目に検討していきますけれども、24時間体制で生活面、それから学習面の指導ができるような体制を考えて取り

組んでいきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 平成25年度一般会計補正予算（第2号）説明資料5ページの空手道会館は豊見城城址に建設することが決まっていますが、この中で21億9900万円が用地取得となっております。豊見城城址の全体面積は何平米ぐらいですか。

○安里康仁文化振興課副参事 豊見城城址全体で、おおよそ18ヘクタールです。

○新垣良俊委員 今回の用地取得の予定面積は、検討委員会でいろいろ話が出ていると思うのですが、予定面積といえますか、それは。

○安里康仁文化振興課副参事 今調査中ですが、総面積で約4ヘクタールになるかと思えます。

○新垣良俊委員 4ヘクタールということは1万2000坪ですね。今の補正予算では4ヘクタールの用地を取得するというので、話し合いは順調に進んでいるのですか。

○安里康仁文化振興課副参事 この土地は鹿児島県の企業が保有している土地で、これまで3度ほど用地を購入したいという交渉をしており、おおむね前向きに対応していただいているところです。

○新垣良俊委員 18ヘクタールの大体4分の1一面積的には全体が平面ではないので、取得面積は5ヘクタール、1万5000坪でもいいのではないかと思いますのですが、これについて検討委員会では、数字的に4ヘクタールでいいという話が出ているのですか。

○安里康仁文化振興課副参事 今、4ヘクタールを前提に計画を詰めているということで、おおむね理解は得られているところです。

○新垣良俊委員 この補正予算の中に、物件補償及び実施設計額等に要する経

費とありますね、21億9918万円ですか。この中で、債務負担行為補正の中に空手道会館建設事業がありますよね、6464万4000円。これは21億9918万円の中に入っているということですか。別額ですか。

○安里康仁文化振興課副参事 別です。

○新垣良俊委員 6464万4000円については実施設計ということがあるものですか。これとは別に、21億9918万円の中にも実施設計費があるということですか。

○安里康仁文化振興課副参事 ボーリング調査をするものとか、本年度中にどうしても実施しなければならないものが一部入っております。

○新垣良俊委員 管理運営とか施設概要については一般質問で聞いたのですが、全体面積の大体幾らぐらいが空手道会館になるかと聞きました。

それから、4ページの沖縄振興特別推進交付金の市町村分。西原町が今回3億円余の返還といたしますか、市町村は総合計画の策定をしないとイケないですね。基本構想をつくっている市町村は多いですが、実施計画が策定されている市町村は何市町村ありますか。市の場合は大分あると思いますが。

○宮城力市町村課副参事 それぞれの市町村が、総合計画とか実施計画をどの程度策定しているかということは、申しわけありませんが、把握しておりません。データが手元にありません。

○新垣良俊委員 去年、八重瀬町が1億4000万円の返還があって、実施計画があれば、例えば1つがだめになったら次ということができると思うのですが、そういう実施計画書がないものですか、計画に入っていないものがどんどん来て、一括交付金の事業ができないということがあるのではないかと思います。それについて市町村課はどのように考えていますか。

○宮城力市町村課副参事 昨年度の八重瀬町の不用を踏まえて、計画的な事業の立案について周知しているところです。また、翌年度だけの事業ではなく、さらに平成27年度以降も見据えた事業計画をつくるといたしますか、それを見据えた平成26年度の事業計画を策定するよということ今、周知して、平成26年度事業の取りまとめを行っているところです。

○新垣良俊委員 この10年で本当に市町村のためになるかという話があったのですが、よく教育委員会で、人材育成ということで、一、二週間ぐらい外国に派遣するということがありますよね。大体行っているのが生徒五、六名、同伴が10名ぐらい行くのですが、これで人材育成というのはできますか。それについては疑問です。例えば、外国に派遣するのならば半年とか1年とか、それ以上でもいいですが、そのようにしないと、言葉の問題もあるし、人材育成にはつながらないと思うのですが、これについてはどうですか。

○宮城力市町村課副参事 教育的な人材育成の事業については、短期的なスパンではなく、長いスパンで成果をはかる必要があると考えています。異文化に触れる、沖縄にはないいろいろなものに一直接現地に行っているいろいろな体験をするということは、研修という内容であっても成果はいずれあらわれるものではないかと思っています。所要人数の件について、何人派遣するのか、同伴は誰が行くのかについては、市町村にはしっかり説明できるようにと助言はしております。生徒5人に対して同伴者が10名という、それについては個々の事業の中で今後検証していくべきものだと考えております。

○新垣良俊委員 よく話に出るのですが、例えば中国、北米のアメリカ、カナダもいいのですが、南米圏域といえますか、そこへの派遣を考えてもいいのではないかと思います。父兄からそういう話も出ないから、市町村は北米圏が主になると思うのです。人材派遣についてはもう少し、例えば半年以上とか1年という枠を決めたらどうかと思うのですが、それについてはどうですか。

○宮城力市町村課副参事 期間の問題については、学校現場との調整もあるかと思えます。いずれにしても、それぞれの市町村の中で期間についても検討して判断すべきものだと考えております。

○新垣良俊委員 一括交付金については、毎年市町村はどのように消化すればいいかと心配しているような向きもあるし、会計検査を心配して事業をしないというところもあるようですから、ぜひとも市町村課の指導といえますか、協議等をお願いして質疑を終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 まず、広報広聴活動費について聞かせてください。趣旨からして文化観光スポーツ部かと思ったのですが、知事公室に予算計上、事業実施となった理由を聞かせてください。

○金良多恵子広報課長 文化観光スポーツ部ではなくて広報課になった理由としては、文化だけではなく、沖縄県としての情報発信をしたいということで、今後、文化観光スポーツ部、商工労働部等と連携してやっていきたいということで、知事公室で事業を実施しようと考えております。

○高嶺善伸委員 通常、補正予算の場合は緊急に対応を要する経費ということになりますが、もともと知事公室の広報広聴活動費というのは本年度予算は前年度よりもかなり下回って予算措置してありましたが、緊急に予算措置をしなければならぬということは、当初予算では計画になかった広報活動なのですか。

○金良多恵子広報課長 当初ではこういった事業を計画しておらず、次年度の組織編成の中で、広報課と交流推進課が統合する案が今出ておまして、その中で、次年度で事業をやりたいということで計画しております。

○高嶺善伸委員 中身を見るとDVD製作などの委託料なのですが、イメージが湧かないのです。大使公邸ですか、そこで沖縄県だけがやるのですか。それとも47都道府県がやるのですか。それとも単年度事業で終わりなのですか。そのあたりの説明をお願いします。

○金良多恵子広報課長 大使公邸ではDVDを流したりするのですが、パネルについては日本大使館に広報文化センターという施設がありますので、そちらでパネル展をやったりDVDを流したりということを計画しております。これについては平成26年度以降ということで、いろいろな場所でパンフレットやDVDを使った活動をやりたいと今考えております。

○高嶺善伸委員 沖縄のソフトパワーを発信するのですが、知事公室が所管するので、例えば在沖米軍基地の負担であるとか、事件事故などでどういう状況にあるかということも広報していく必要があると思うのですが、知事公室がやる以上、そういう基地の負担状況というのもきちんと広報することになります

か。

○金良多恵子広報課長 今回の事業は、沖縄の魅力あるソフトパワーを発信するという事で考えております。基地政策については、基地を所管する基地対策課等で今後も情報を発信していく予定になっていると思います。

○高嶺善伸委員 DVDができれば県議会の我々にも資料として配付していただきたいと思いますが、どうですか。

○金良多恵子広報課長 ぜひ提供させていただきたいと思います。

○高嶺善伸委員 県外、国外への広報も大事ですが、もう一点、県民サロンの広報について確認をしたいです。毎月15日、琉球新報と沖縄タイムスに催し物案内等が載っているのですが、本来日本新聞協会に加入しているのは、県内では沖縄タイムスと琉球新報と宮古毎日新聞、八重山毎日新聞の4紙なのです。そういうことで、特に宮古、八重山などは沖縄タイムス、琉球新報を読む方は少なく、地元の両紙が果たしている役割は大きいのです。これまで500回余りにわたって県民サロンは掲載されているのですが、話に聞けば、宮古と八重山の両毎日新聞は途中から掲載をストップさせられているといいますか、掲載しなくなったという話を聞いているのですが、そのあたりについて聞かせてください。

○金良多恵子広報課長 広報活動事業費の中の新聞広告料なのですが、毎年シーリング等で予算が減額されたということを受けて、平成19年度に宮古、八重山での掲載を廃止しております。

○高嶺善伸委員 これは離島軽視ではないかと思えます。宮古、八重山は離島を抱えていて、なかなか県紙を読む機会がないので一南は波照間から西は与那国まで含めて、県民サロンというのはひとしく県民に広報するという意味で、シーリングで予算が厳しくなったから宮古と八重山だけは切り捨てるというわけにはいかないでしょう。本来ならば4紙だから4社に予算の趣旨説明をして、ひとしく日本新聞協会に加入している4紙に掲載するというのが、知事の言うユニバーサルサービスという意味での大事な広報活動ではないですか。これはぜひ復活して掲載してもらいたい。そのように国外に発信するのも大事けれども、県民に周知するのも必要ではないかと思えます。これについての御説明

をお願いします。

○金良多恵子広報課長 委員のおっしゃるとおり、宮古、八重山については地元紙に掲載していないという状況が続いております。一方、琉球新報と沖縄タイムスについては離島にもあるという判断でもって廃止したとは聞いておりますが、この件については、予算が厳しい状況ではありますが、できるかどうかの検討はしていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 ぜひ、各新聞社にも連絡をして、何部ぐらい県内一特に宮古、八重山に購読されているかも調べた上で、宮古、八重山の両紙は各戸が購読しているぐらいの部数があるのです。皆さんが毎月掲載している県民サロンを見ても、どういう行事がどこでどのようにやられるなということがありますので、これはいいことだと思っております。広報活動というのは、このように県紙を使うということも大事ですので、ぜひ来年には予算の範囲内で、各社と連携をとって、ひとしく掲載ができるようにしてもらいたいと思います。総務部長、あなたが予算をいつも厳しく切っているからそういうことになるのです。

○小橋川健二総務部長 特にそれをどうにかしているというわけではないのですが、今の件については限られた財源の中で効果的な方法のあり方を検討するという答弁がありますので、その検討を待つて対応したいと思います。

○高嶺善伸委員 広報課長、予算措置はできそうですので、きちんと復活してください。

それから交通運輸対策費について、減額になっていますが、保留になったことは前回いろいろ御説明をいただきました。この一括交付金を活用した離島の移動権というのをどうやるかという意味で、新幹線並みの運賃、船においてはJR並みということで、政策効果は大変よかったと思います。これは一括交付金が続く10年間はやってもらいたいという思いが期待としてあります。ただ、現状としては競争価格ということもあって保留になっておりますが、次年度以降の予算措置に影響が出てこないのか。今回の減額の予算上の懸念について御説明いただきたいと思います。

○多嘉良斉交通政策課長 宮古ー那覇に関してはスカイマークが参入されて、那覇ー石垣に関してはスカイマーク、ピーチが参入されたということがあり、価格競争が発生して、かなり低廉な航空運賃サービスが提供されているという

現状があります。私どもは当初の平成25年の予算は22億円程度を見込んでおりましたが、今回、石垣において新しい航空会社に来て、そういった事業が保留されたことにより、予算の総額が約16億円ということになります。当初、年間約20億円の10年で200億円を想定しておりましたので、その10年間に関してはこういった予算措置が確保できるものと見込んでおります。

○高嶺善伸委員 ぜひ、この10年を想定して、今はこういう競争状態で適用保留ですが、予算の枠、制度はしっかりと継続してもらいたいと思っております。こういう負担低減事業がなくなるということは、実質的に、例えば石垣一那覇間だと2万3000円の通常運賃が、今は4900円でしたか、そういう状態で乗れるのです。ということは、一括交付金による支援は航空会社に入ってこない。また、価格競争でそれ以上に運賃は安くする。本当に宮古、石垣便が今後とも継続して安定して維持できるのかという懸念をしていますが、県は株主でもあるし取締役も派遣していますので、その辺の価格競争時代に入った航空路線等の見通しについてはどういう捉え方をしていますか。

○多嘉良斉交通政策課長 今回、低廉な価格が発生したことにより、かなりの交流人口が石垣、宮古に訪れていると。その中で、その島の魅力が発信されて、さらに観光客を呼び込むというようないい循環が得られれば、こういった複数の航空会社の乗り入れに伴って、安価な航空運賃の提供がなされると考えております。

○高嶺善伸委員 次に、5ページの土木建築部の住宅市街地総合整備費についてお聞かせください。これは県営新川団地の基本設計に要する経費ですが、答弁でも平成28年度ごろの工事着手を目指すということになっておりますが、今回の基本設計に要する経費についての御説明をお願いします。

○眞榮平徹住宅課班長 今年度の補正予算については、石垣市の新川地域にある県営の新川団地、真喜良団地、真喜良第二団地の建てかえに係る基本設計です。

○高嶺善伸委員 補正というと、今回初めて基本設計に関する予算を計上することになるのですか。

○眞榮平徹住宅課班長 そのとおりです。

○高嶺善伸委員 今回の基本設計から始まって、実施設計、発注、着手までのスケジュールは大体どういう形になるのですか。

○眞榮平徹住宅課班長 今年度に団地再生計画、それから今年度から次年度にかけて基本設計を予定しており、平成27年度に実施設計、平成28年度に1期目の工事着手を予定しております。

○高嶺善伸委員 6ページの住宅費、地域居住機能再生推進事業で繰越明許費にも計上されておりますが、これとの関係はどうなりますか。

○眞榮平徹住宅課班長 現在、再生団地計画を策定しておりまして、それを踏まえた上で基本設計を発注しなければならないという段取りがあり、多分年度末になるだろうということで、それから考えますと、設計の発注準備を考えますと、今年度の補正を承認いただいて、1月から設計の準備に入りたいと考えております。3月末の発注になることから、当然ながら設計工期が確保できないものですから、繰り越しということをお願いしたいということで載せております。

○高嶺善伸委員 6ページの農業費、含みつ糖振興対策事業ほか1事業の繰り越しについて御説明をお願いします。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 今、御質疑の件ですが、現在、含みつ糖振興対策事業の中の一つのメニューとして、含みつ糖製糖工場の近代化を順次進めているところです。今回の案件については、現在竹富町を事業主体として、西表地区の製糖施設を整備しているところですが、建設予定地であるところの権利関係の調整に若干時間を要してしまった結果として、繰り越しせざるを得ないといった状況が生じております。なお、現在は権利関係についての調整は実務的には終了しておりまして、年明け早々にも用地造成等に着手できるものと考えております。

○高嶺善伸委員 念のために確認ですが、これは波照間製糖ではないですね。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 波照間製糖については、今期新しい製糖工場でもって製糖する予定となっております。これはあくまでも西表地区についての案

件です。

○高嶺善伸委員 各含みつ糖工場の建てかえが順調に進んでいるようですので、ぜひ西表のほうも、繰り越したにしても、平成26年度の操業には間に合わせるようにきっちりと事業を進めてもらいたいと思いますが、その見通しについてはいかがですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 平成26年度の操業に向けて、気象条件等によるリスクも加味した上で、なお十分な期間がとれるような工程の計画でもって、現在進めているところです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 広報広聴活動費、1346万円。諸外国というのはどこを指しているのですか。

○金良多恵子広報課長 平成26年度はアメリカを皮切りに、ヨーロッパ、中国、具体的にどこということではなくて、アメリカを皮切りに諸外国ということので今、計画しております。

○玉城義和委員 先ほど、當間委員からもありましたけれども、これは一体何を獲得目標にしているのか、これによって何をしようとしているのかということがよくわからないのだけれども、その辺はどうですか。

○金良多恵子広報課長 沖縄という地名が今、世界に知られていないということで、沖縄の認知度を高めようということを一応目的としております。

○玉城義和委員 だから、それで何を獲得しようとしているのかと聞いているのです。

○金良多恵子広報課長 沖縄というブランドを構築することによって、文化、芸能、歴史、国際的な観光地の沖縄といった相対的な姿を発信して、各部局が実施している海外誘客だとか、県産品の販路拡大などの施策とともに連携させようという、そのことの素地をつくるという事業を行う予定にしております。

○玉城義和委員 観光誘客と沖縄産の商品とかそういうものの販路をつくるということですか。

○金良多恵子広報課長 各部局が諸外国で行う事業が現地に受け入れられやすくなるような素地をつくるということを用意しておきまして、それによって海外誘客だとか、県産品の販路拡大などの施策とも連携させていきたいと考えております。

○玉城義和委員 先ほどの話で、駐米大使公邸でやるということなのですが、その中身と、どういう方を呼ぶのか、そして何をするのか、教えてください。

○金良多恵子広報課長 大使公邸のほうでやるオープニングセレモニーの中では、米国議会の関係者、米国政府の関係者、財界関係者、文化施設関係者、県人会等を招待して、本事業の趣旨や全体計画などを紹介していきたいと思っております。その中で、琉球舞踊だとか、伝統空手の演武等をやって沖縄をPRしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 恐らく、そこに来る人たちというのはかなり各界の方々に沖縄についてはよくわかる方が来るのだらうと思いますが、これだけの広いアメリカで1346万円という予算でやるという一観光誘客という意味も含めてということですが、どうもやはり中途半端というか、思いつきの感じが拭えないのですよ。これを初年度にして、何年かやっていくわけですか。

○金良多恵子広報課長 3年間で予定しております。

○玉城義和委員 3年間でそういうアメリカとかヨーロッパ、中国含めて、世界を相手にしてそういうことができるのはとても考えられないのですが、その辺はどうなのでしょう。例えば、来年からの活動等々については、どういう予算を組んで、どういうことを考えているのか。

○金良多恵子広報課長 3年間は米国を予定しております、それ以降諸外国ということを考えております。平成26年度につきましては、大使公邸のほうでオープニングセレモニーを予定しております、それとあわせて大使館で持っている広報文化センターのほうでパネル展やDVDの上映、琉球舞踊や空手の

演武をしていきたいと思っております。

○玉城義和委員 私は、この間ずっと言ってきたのは沖縄の基地問題でアメリカの情報をきちんととることが非常に重要だと。だから、できればワシントンに事務所でも開設して、ロビイストも含めてもっと的確な情報をとって対応するためにそういうことをしたらどうかということはずっと言ってきて、そのための地域安全課というものもできているわけですが、いずれにしても不十分で的確な情報が得られていないということなのです。今、こういうことをするということが、具体的に外国からの客ということを考えれば台湾とか中国とか東南アジアとかということところがターゲットなので、いきなりアメリカのワシントンDCでそういうことをすることが本当に今の状況に合うのかどうか、それはどうなのでしょう。観光部局との打ち合わせはできているのでしょうか。

○金良多恵子広報課長 文化観光スポーツ部のほうとは調整しながらやっております。アジアにつきましては、今のところ文化観光スポーツ部とかで展開しておりますので、知事公室のほうで米国をということを予定しております。

○玉城義和委員 沖縄の基地問題等々、当面する問題を考えると、むしろそういう予算で何となく太平洋に1滴水を垂らすような、そういう感が拭えないようなやり方というのは、3年間やってみたっていかほどの効果があるかということを感じるわけです。もちろん今、県の広報等々で考えるべきは、アメリカの観光客というのは否定はいたしません、むしろ本土を含めてなかなか沖縄の基地問題とか、沖縄の現状がよく知られていないところを考えると、中央紙などがなかなか沖縄のことを書かないということでは、方向が違いかもしれませんが、県の広報担当としては各社の論説委員とかそういう方々を呼んで、各新聞社、テレビ社含めて、論説主幹あたりを呼んで、沖縄の歴史とか文化とかをきちんとやるとかということがむしろ現状に合うのではないかと思います。いきなりアメリカでこういうことをやることが一恐らく委員はみんな違和感を持っていると思いますが、でもやはり非常に違和感があります。かなり思いつきではないかという感じもするのですが、その辺はずっと続けていくということもあるのですか、例えば10年とか、そういう単位でやるということもあるのですか。そういう見通しを持ってやられているのですか。

○金良多恵子広報課長 当面3年を予定しておりますけれども、その3年後に事業を検証いたしまして、それ以降続けていけるかどうかを検証したいと思っ

ております。広報課としては、アメリカを皮切りに諸外国でそういったことを続けていきたいと考えております。

○玉城義和委員 よくわかりませんが、事業の推移を見守るということしかないと思いますけれども、どうもやはり確たる見通しがあってという感じは受けませんので、その辺は少し指摘をしておきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 団地の建てかえの件についてなのですが、各団地のエレベーターの電気代、夜間の廊下の電気代、それは住居人の共通費用ですよ。

○眞榮平徹住宅課班長 そのようになっております。

○前島明男委員 そうすると、団地を建てかえるときに再生可能エネルギー、いわゆる太陽光発電、それを県で設置していただくと。今は蓄電技術も進んでいますので、夜間の廊下の電気ですとか、エレベーターの電気料の一部とか、それが太陽光発電で賄えると思います。そうすると、住居人の負担もかなり軽減されると思うのですが、その辺のお考えはないのでしょうか。

○眞榮平徹住宅課班長 実は今、那覇市が既にやっておりますして、ランニングコストとイニシャルコストを検証しながら、県のほうで採用するかどうか決めたいと考えているところです。

○前島明男委員 ぜひ検討をしていただいて、1円でもそこに入る住居人の負担が軽減される御検討をしていただきたいと思います。

○眞榮平徹住宅課班長 了解しました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 教育委員会の企画管理費、離島児童・生徒支援センターの件なのですが、管理運営は今からだと言っていますが、北部振興で北部に離島生

徒のためにつくったものがあります。このときに問題になったのは、管理運営をどうするかということです。ここは北部振興でつくったので、例えば舎監をどうするかとか、生徒の夜の管理だとか、食事をどうするかということがいつも議論されていて、県は大分難航したことがあるのですよ。少なくとも、舎監は県で出してくれませんか。これはまた離島ですから、学校が違いますよね、高等学校が違うので。生徒間の意思疎通とかがいっぱいあって、そこをどうするかとかさまざまな問題がありました。今後、これをどうするかということが大きな課題だと思っています。例えば、離島と言うと逆に宮古、八重山は離島なのか。また、離島はまだいっぱいありますね、伊是名、伊平屋など。こういうものも管轄の中に入るのかどうかお聞きしたいです。

○識名敦教育支援課長 先ほども申しあげましたけれども、高校の設置されていない離島ということで15市町村。宮古島市、石垣市、それから久米島。そこは高校が設置されていますので、この支援センターには対象外ということになります。

○吉田勝廣委員 高校が設置されていないところの子供たちを優先に入れるということですか。

○識名敦教育支援課長 そうでございます。

○吉田勝廣委員 それはもちろん伊是名島、伊平屋島、伊江島も該当するということですね。県の管理だから、基本的にはそういう管理は県費で持つということですか。

○識名敦教育支援課長 当然、入寮する生徒の皆様からは寮費ということだけでいいのですが、それは歳入として県に入ってきます。あとは人件費とか光熱費、いろいろございますけれども、これは県で予算を立てて歳出化して賄っていくということになっていきます。

○吉田勝廣委員 環境生活部の水質保全対策費、この沖縄市のサッカー場関係、これは一般財源で出ていますよね。一般財源で出ていますけれども、将来は何かに変換するのですか。これは国から補助金をもらうとか、そういうことを考えているのですか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 現時点ではまだ検討しておりません。

○吉田勝廣委員 こういうお金というのは、国の施策によって跡地が返還されて、そのドラム缶が影響しているわけですから、一般財源でいえば緊急対策としてそれは結構ですが、それを使った費用はある程度、国に要求すべきではないのかと思っています。私の行政経験からすると、国とか、米軍がいろいろやった後、どうかというときは、一般的には自分たちで早急に財源措置をして、その後でこれだけ使ったからこれはやるべきではないかという議論をしたことが1個あるのですが、そこを私は今、聞いているのです。

○仲宗根一哉環境保全課班長 県が今、実施しようとしている調査につきましては、水質汚濁防止法に基づく周辺環境の調査という位置づけでございますので、環境汚染があるかどうかということの確認につきましては、これは県のほうが環境を監視する義務がございますので、通常業務の範囲内でやっていくというふうに考えております。

○吉田勝廣委員 要するに、原因をつくったのは国だけれども、そういう法律があって自分たちがそこをしなくてはいけないと。それを今後、これから基地の外で行われるさまざまな課題がありますよね。跡地利用とかの中で、今後、基地の返還がされた跡地を利用するときに、5年後、10年後、今もう30年もなっているところを、もしやるとするときに、今後そういう問題が出たときにも今言われるように法律に基づいてそういう監視をする義務が県にあるから県が出しますと。原因をつくったのは国ですよ、米軍ですよと言ったときに、この辺の処理の仕方はどこかでけじめをつけて、やはり原因をつくったのは皆さんだから、調査をしたりしたときに国が面倒をみないと困るのではないかと。だから、不発弾処理も含むわけです。こういうものは常に。原因をつくったのは誰かと。その対策費を改めて出すべきではないかということをやっておかないと、今後の課題もいっぱいあるので、その辺はきちんとするべきではないかと思います。

○仲宗根一哉環境保全課班長 貴重な御意見として今後大きな課題ですので、関係機関等々と検討していきたいと考えております。

○小橋川健二総務部長 補足ですけれども、今回平成26年度の組織改正で環境部の中に、今委員がおっしゃるような返還前あるいは返還後に生じた、あるいは

は生じるであろう環境問題について、どういうルールをつくっていかうかということの研究し、あるいは国にも提言するということでの室を設けることになっておりますので、そこのほうで一生懸命させていただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時31分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

お配りしております資料平成25年第7回沖縄県議会（11月定例会）乙号議案説明資料の1ページをごらんください。

議案は資料2平成25年第7回沖縄県議会（定例会）議案その2の1ページにございます。

乙第1号議案沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、船員法の一部が改正されたことに伴い、船員たる職員がその責により退職した場合における送還の費用を旅費として支給することとなったことから、当該職員に対し、支給した旅費の償還を請求するものとする条項を追加するものであります。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これは県の職員ということになると、どこが該当するのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 船員がおりますのは、例えば、海邦丸です。そこら辺が形式的には対象といえれば対象になります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 これまで条項に該当した事例がありますか。

○小橋川健二総務部長 その事例はございません。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の2ページをごらんください。

議案は資料2の2ページにございます。

乙第2号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、原子力災害対策特別措置法の一部が改正されたことに伴う所要の改正を行うほか、警戒区域の解除に伴い手当の支給対象区域を改めるため、東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、1点目に、原子力災害対策特別措置法における原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に関する規定が、同法第20条第3項から同条第2項に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2点目に、東日本大震災関連作業手当の支給の対象となる代表的な区域として警戒区域を掲げておりましたが、平成25年5月28日をもって警戒区域に設定された区域が全て解除されたことから、これを帰還困難区域に改めるものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 特殊勤務とあるのですが、具体的にはどういった勤務の状況をいいますか。

○砂川靖人事課長 対象地域として、福島第一原発の敷地内、帰還困難地域等がございまして、そこにおいて派遣された職員が屋内ないし、または屋外で作業をしたときに手当が支給されるというものでございます。

○仲田弘毅委員 あと4カ月で満3カ年を迎えるわけですが、この東日本大震災は。この特殊勤務というのは、これは福島原子力の被災を受けたところに特化した特殊勤務ということで認識してよろしいでしょうか。

○小橋川健二総務部長 そういうことでございます。

○仲田弘毅委員 これまで本県からその類いの配置された職員はトータルで構いませんが、沖縄県からどれぐらいのメンバーが被災地に赴いておりますか。

○小橋川健二総務部長 これまで警察官だけでして、平成23年度が延べ人数51名、それから平成24年度で延べ20名、平成25年度は今現在派遣はございません。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 これまでの派遣実績ですが、今、部長が言ったのは福島県だけですか。

○小橋川健二総務部長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 では今、福島には県からは現時点では行っていないのですか。

○小橋川健二総務部長 県からは一般職で福島に延べ7名。それから、岩手県にも派遣をしております。

○渡久地修委員 延べと言いますが、今の現時点では被災3県にこういった職種で何名行っておりますか。

○砂川靖人事課長 毎年、被災3県については県から職員を派遣しております。実数にして10名から11名派遣しております。今回、この条例として挙がっているのは福島の原発事故などの対象地域で勤務する職員に対する特殊勤務手当の支給ということで、今、我がほうから派遣している職員は警察官を除いてそういった箇所にはいないということでございます。

○渡久地修委員 この条例の指定する区域内にいないということなのですが、福島と岩手、宮城の被災3県には現時点ではどんな職種で何名行っていますか。

○砂川靖人事課長 うろ覚えで恐縮なのですが、現在、行政職、それから建築関係、こういった職種の職員を派遣しております。

○**渡久地修委員** 今言っているのは恐らく港湾、農林水産関係から行っているのでしょうか。あるいは土地の区画整理でそういった人たちを派遣していますよね。それと、この特殊勤務手当は警察だけだと言っていましたが、消防も沖縄から災害時に派遣されましたよね。あのときに一ここでも取り上げましたが、消防も災害特殊派遣勤務手当がついていなくて、これをつけるべきだと、総務省と交渉しなさいということで、つくことになったのですよ。ところが、あれは市町村の条例を変えないといけないから、やったところとやっていないところの差が出てきたと。それについて現時点でわかりませんか。

○**砂川靖人事課長** 市町村の条例改正状況については把握しておりません。

○**渡久地修委員** これは恐らく知事公室の防災の担当でしょうから、向こうが資料を持っていると思います。できたら市町村の消防の災害派遣の特殊勤務手当の状況が現時点でどうなっているのか、資料提供よろしくお願いします。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○**照屋大河委員** この事業において、特殊勤務手当一先ほど、延べ人数等が述べられましたが、沖縄に戻ってきてから健康診断、あるいは定期的に今後特別に行ったメンバーに限ってそういうことをやっていくというような決まり、方針みたいなものはあるのでしょうか。

○**譜久里弘警察本部警務部管理官** 派遣された警察官の健康管理について、県警察では職員を被災地へ派遣する前に県警の厚生課の保健師による健康管理や生活指導等についての教養、さらに帰任後は全員のメンタルヘルスチェックを行っております。また、福島県へ派遣された職員につきましては、現地で放射線の量の管理を行うなど健康管理に万全を期しており、これまで健康診断で白血球等に異常が認められた者はありません。

○**照屋大河委員** この影響といいますか、非常に深刻だと思います。そういう意味では、定期的な検査等というのは通常健康診断というものはあるかもしれませんが、その中においても慎重に注意深く一あそこまで行って頑張ってきているので、注意深く見守っていただくようお願いしたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○譜久里弘警察本部警務部管理官 現状では、定期的な健康診断において異常があった場合は再度健康診断をしっかりと受けるようにしておりますが、現時点は異常状況は見受けられません。

○照屋大河委員 この要請によるのか、こちらで決めるのかはわかりませんが、期間とかは、固定された何カ月間だというのはあるのでしょうか。

○譜久里弘警察本部警務部管理官 警察職員については、それぞれの所属におきまして健康管理員というのがありますし、定期的に本人に対して体調について意見ができますし、また要望、または健康診断等を受けるようになっておりますので、しっかりと管理されているものと承知しております。

○照屋大河委員 健康については以上ですが、向こうでさまざまな経験をした者に対する戻ってきてからの活用といいますか、皆さんから話を聞く、レポートをまとめてあるとか、それを県警のほうでまとめて全体の共有にするとかという取り組みというのはいかがでしょうか。

○譜久里弘警察本部警務部管理官 県警におきましては、それぞれの体験に基づいていろいろな教養をいろいろなところでやっております。心にしみる教養ということで、職員教養の一環で体験者の語る教養はその都度やっております、かなりこれについては生きる教材として活用されているものと承知しております。

○照屋大河委員 現地での経験というのはいかえがたいものがあると思います。それを共有できる県警、それから県全体、県民に対してもそういう取り組みをぜひこれからもお願いしたいということと、また激励をしてあげていただきたいなと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の3ページをごらんください。議案は資料2の3ページでございます。

乙第3号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、他の都道府県の職員の給与の状況を考慮し、一般職に属する職員等の給与の支給に当たり減額して支給する措置に係る減額率を改める必要があることから、条例を改正するものです。

改正の概要を申し上げますと、一般職の職員の給料月額に対する支給減額率について、行政職給料表適用職員における部長級及び統括監級の職員は、9.6%を2%に、課長級から副主査級までの職員は7.6%を1.6%に、主任及び主事級の職員は、4.6%を1%に改めることとしております。

その他の給料表適用職員等については、行政職に準じた支給減額率としております。

施行期日は、平成26年1月1日を予定しております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 この減額率の幅を見ますと、余りにも幅が大き過ぎるように思うのですが、それぞれどの程度の金額にして、どの程度の減額になるのか、その辺をお示しいただきたいのですが。

○小橋川健二総務部長 全職員の平均で申し上げますけれども、現行が給料月額の減額分が2万1222円。これが今回率を緩和することによって減額が4494円。

差し引きで1万6728円が緩和されるということになります。

○前島明男委員 この1万6728円。この減額をどう見ますか。

○小橋川健二総務部長 確かに部長級、統括監級9.6%が2%と7ポイント以上の開差がありますので、相当な緩和だというふうにお感じになるかもしれませんが、実は9.6%というのは7月1日から3月31日までの間、その分を減額しようということでありましたけれども、今回、7月から12月まで9.6%の減額をして、1月、2月、3月にかけては2%にしようということです。したがって、この期間を通してやりますと、9.6%だったものが、実際は7.07%の減額ということですので、2ポイントぐらいの緩和しかないということは、これが実際の数字でございます。

○前島明男委員 これは生活給ですよ。それがこれだけ減額されるというのは、職員にとって大変な……。済みません、勘違いをしていました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これは取り過ぎたのですか。

○小橋川健二総務部長 取り過ぎたということではなくて、6月議会に提案したときも御説明申し上げたと思いますが、交付税が削減されると。その部分は県民サービスの提供につながるということもあって、やむなく給与を削減せざるを得なかったと。これは国の公務員とラスパイレス指数一ラスで同水準にするというレベルでのカットでございました。その際に、生活給ではないかというお話もございましたが、そういう観点からも我々は、少なくとも他県との均衡まではやりましょうということで、職員団体との話し合いの中でも7月からはこういう形で削減をしますけれども、年度の途中で全国水準がわかればそれと均衡をとる形でカット率は緩和しますという説明を何度も申し上げてきました。今回も職員団体との話し合いの中で、この分は妥結をいたしましたので、取り過ぎたというよりは当初からそういう考え方でやっていたということでございます。

○吉田勝廣委員 これは、いわゆる給与は人事委員会勧告一人勧を通してやる

というのがしきたりだったけれども、政府は悪く言えば強制的に地方交付税をカットして、そこの賃金も何とかしなさいということで、その地方交付税の部分を給与カットで埋め合わせようというようなことをやってきた。これは市町村でやっている部分も、やっていない部分もある。那覇市はやらなかったという経過もあります。私は、高くとって、また引き下げてやると、ここに他の都道府県の県の職員、状況を考慮してとあるものですから、このところはもっと慎重にやってもよかったのかなと一反省材料としてですよ。そうしないと、例えば、政府に対して、今後またこういうことがないようにということがよく議論しましたよね。要するに、復興財源とはいえ、人勸を無視してこういうことをやるのはおかしいのではないかと。しかも、一方的に地方交付税をカットして、そのカットの部分は国家公務員並みに給与引き下げをやりなさいと、さっきのラスで同水準にするという話も含めて。こういうやり方ということ、県がカットしてまたカット率を緩和したり、こういうことをするということが自体が余り好ましいことではないのかなと。こういうことがあるものですから、今後の対策としてこのやり方に対してどうお考えですか。

○小橋川健二総務部長 人勸との関係でいいますと、これは人勸とは違う世界での今回減額になりました。県議会の意見書も可決をしていただきました。その趣旨については非常に私たちもよく理解をし、賛同するものです。しかしながら、交付税が削減になったということがありましたものですから、そこは住民サービスに低下を来したらいけないだろうということでそうになりました。今後のことなのですが、平成26年度については国家公務員についても減額がもとに戻る形での予算要求をされたというふうに聞いておりますし、地方公務員についてもそういう要請も全くございませんし、交付税についてもそういう話は聞いておりません。それから、地方交付税法で意見の申し出ということもできるようになっておりますし、全国知事会からもいろいろな意見を出しておりますので、引き続きこういうことがあればそういうことにならないようにというようなことは機会があるごとに申し上げていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 ちなみに、この国の地方交付税の削減に伴って賃金をカットしなかったところ、都道府県、市町村あると思いますが一都道府県はよくわかりませんが、それがわかりましたら説明をお願いします。

○小橋川健二総務部長 そもそも不交付団体である東京都とか、そういったところはやっておりませんし、それから鳥取県のように独自の給与表を持ってい

るところも水準が全然違いますので、そういうところもやらなかったと。それから、ここしばらくの地方財政の厳しさを反映して独自の給与カットも既にやっているところもかなりございます。そういったところは今回の国家公務員の水準よりもさらに下がっているという形になっておりますので、さらなる削減はしなかったと聞いております。数的には、そうたくさんではないと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 それを見直すために何かの数字があるわけですよね。ラスがあったりなど。国家公務員を100にしてのものでしょうから、これがどう下がっていたから今回こういう部分での改正をしたのだという数字を示してもらえますか。

○砂川靖人事課長 国の要請として、国家公務員並みのラス100ということでカット率を設定してくださいというふうにございまして、我々は一応それをめどに設定しました。出す上では毎年階層変動等がございますので、カット後のラスというのは99.3%だったわけです。同じようには、全国がどうなったかといいますと、全国平均では101.2%になりましたと。そういうことで、我々は全国並みの101.2%のラスに持っていくにはカット期間中のラスを101.2%にするためには、1月、2月、3月のラスを105にしないといけないわけです。1月、2月、3月のラスを105にするためのカット率をいかになるべきかということで設定したのが、今回のカット率ということになります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほどの吉田委員の質問で反省しないといけないのではないかという趣旨のものもありましたけれども、これは議会で相当議論になりましたよね。当時部長も一答弁は覚えていないけれども、遺憾ということになりましたか。国のあれで本当はやりたくないけれどもとそういうようなことを言っていたと思います。あのときは本会議場で県の人事委員会委員長が相当厳しいことを、人事委員会制度を無視するものだということで異例のことまで述べたわけですよ。しかし、それでも皆さんやって、今回取り過ぎたのかと、いわゆ

る削り過ぎたのではないかと。実際、全国状況を見てやると一緩和するのはいいのだけれども、この前あれだけ議論をしたものが、国が言ったことに対してそのまま全国状況とか、そういったものを十分検証しないまま突っ走っていったというのがこれにあらわれているのではないのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 国は平成24年度から削減をしているものですから、やはり国の水準というのは当然わかるわけです。それにターゲットを当てて、交付税が削減されるということでしたので、どうしてもあのような削減率、幅にならざるを得なかったということがございます。それから、他県均衡という意味では他県もまだ交渉も始めていないとか、あるいは妥結をしていないとかという団体が半分ぐらいございました。その中でも、手当を入れるとか入れないとか、さまざまなバリエーションがあってなかなか全国水準というのがわかりづらかったということがございました。したがって、やむを得ずそういう削減をして、ただ、組合との話は年度の途中でわかれば緩和をいたしましょうというような形の合意をとって進めてきたということです。確かに、人事委員会委員長の意見の開陳の中では非常に厳しい意見をいただきました。それはやはり、人勧制度を守る立場からいうと、あのような意見にならざるを得ないのかなと、私たちもそれは理解はしております。今回は、先ほど説明したような形こうなりますけれども、今回の人事委員会委員長の意見の開陳では、士気を高めることになるので異議はありません、というような御言葉をいただきましたので、そこはまた6月にあのようなこともありましたけれども、一定の理解をいただいたのかなというふうに思っております。

○渡久地修委員 緩和されることはいいことなのですが、これは相当の議論をして、私も反対討論に立ったわけです、意見書も上げました。だから、これは皆さん方がやったというよりはまず国から押しつけられてきたというのが大きな筋ですから、意見書とかこの前の議論を踏まえて、今後の給与に関してはきちんと守っていくと一方的に国からああしろ、こうしろというものではないということはきちんと守っていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 今回の措置はやむなく行ったということです。職員の給与については、労働基本権が制約されているという代償措置で人事委員会勧告制度がございますので、基本的にそれを尊重するという立場には変わりはありませんので、仮にこういうことがもしあるとするならば、全国知事会含め、

あるいは地方交付税法の意見の申し出とかさまざまな手だてがございますので、あらゆる機会を見つけてそういうことを申し上げていきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の4ページをごらんください。

議案は資料2の4ページにあります。

乙第4号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施するため、環境生活部及び福祉保健部を再編し、環境部、子ども生活福祉部及び保健医療部を設置する必要があることから、沖縄県部等設置条例の一部を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、1点目に、新たに子ども生活福祉部を設置し、現行の1公室8部を1公室9部とする。

2点目に、環境部においては、環境の保全に関する事項及び緑化の推進に関する事項を分掌する。

3点目に、子ども生活福祉部においては、社会福祉及び社会保障に関する事項、県民生活及び交通安全に関する事項及び平和及び男女共同参画に関する事項を分掌する。

4点目に、保健医療部においては、地域医療に関する事項、保健衛生に関する事項、国民健康保険に関する事項及び医務及び薬務に関する事項を分掌する、というものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この新たな組織の改編なのですが、知事公室、企画部が公室企画部門とか福祉保健部門とかということでの分け方になっているのですが、この部門を分けると、例えば知事公室と企画が一つになるわけですよね。その部分のどこが主になるのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 この部門については、21世紀ビジョンに対応関係を結ぶために4つの部門を設置しておりまして、今、知事公室と企画部門ということで一つの部門を設置しております。この部門をどこが統括するかということですが、この部門は各部がそのままの自立性を持ったことを前提に部門戦略会議というものを設けて、ここで部門に応じた課題に対応する戦略を立てるといような内容になっております。その上で、部門の議長が集まった全体戦略会議というものを、知事、副知事、各部門の議長が集まった会議の中で、県全体の戦略を策定していくというような体系になっております。

○當間盛夫委員 私が言っているのは、その部門の議長というものは主にどこがやるのかと聞いております。

○比嘉徳和総務統括監 今、知事公室企画部門の議長については知事公室が担い、福祉保健部門の議長については子ども生活福祉部が担い、環境土木部門については環境部が担い、それから産業振興部門については商工労働部が担うというふうに考えております。

○當間盛夫委員 その中で今度、福祉保健部を子ども生活福祉と保健医療部に分けてあるのですが、子ども生活福祉部をあえて分けてきているという部分というのはどういう経緯があるのですか。

○比嘉徳和総務統括監 今回、福祉保健部について、子ども生活福祉部と保健

医療部に分けてございますが、この趣旨については今、喫緊の課題であります子育て等の問題に適切に対応していくために、そこを分けて子ども生活福祉部というものをつくっております。喫緊の課題に対応するというような趣旨でございます。

○**當間盛夫委員** 子どもということであれば、これまで保健の部分もあるでしょうし、教育関係の部分でも子どもというところもあるでしょうし、総務部からすると総務私学課の中に私学の幼稚園とかそういったところがあるのですが、その辺はどう整理していくのでしょうか。

○**比嘉徳和総務統括監** 今、総務私学課にある私学幼稚園の部分は子ども生活福祉部に行く方向で調整を進めております。そういう意味では、子どもに関することをできるだけその部分に集約して、一括して課題に対応していただくというようなことを考えております。

○**當間盛夫委員** 総務私学課のほうで私学の幼稚園とかを担当しているということがあって、認定こども園という部分があるはずでしょうから—これも骨格が出てきていますので、これは大体いつごろ、総務私学課から移るということはあるのでしょうか。4月1日からは移るということでしょうか。

○**比嘉徳和総務統括監** 今、部内でそういう方向でいくということは大体まとまりつつありますけれども、関係団体、その他の調整事項がございますので、来年の4月1日ということは決まっておりますけれども、そういう方向で調整を進めていくということになっております。

○**當間盛夫委員** これは早目にそのことの体制をやらないと、認定こども園という部分は、これは子育て支援のほうでやるはずなので、幼稚園という私学の部分は総務私学課のほうで相談をして、認定こども園も一緒に受けてやってくとなると、また子ども生活福祉との二重的な部分にならないようにやってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**小橋川健二総務部長** 幼保一元化の趣旨で、指導監督と助成という2本がたすきがけになると非常にぐあいが悪いだろうと思いますので、そこは念頭に整理をしていきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の組織改編、これは計画はいつごろから始まりましたか。

○比嘉徳和総務統括監 今回、組織ビジョンについての検討は平成24年度から始まって、るる計画、検討をしているというところから現在に至っている状況でございます。

○渡久地修委員 当初の構想からどのような経緯を経て今日に来たのかというのを簡潔でよろしいのでお願いします。

○比嘉徳和総務統括監 最初、まず大きくくりによって対応していこうという柱がございまして、この大きくくりのあり方においては局ということを検討して、現在、局というようなハードな器ではなくて、部門という緩やかなグループというような形で大きくくりに対応するというような流れになっております。

○渡久地修委員 私たちが最初聞いた話では、農林水産部と土木建築部も一体にするとか、ある意味では大胆といいますか、結構これは各部からもいろいろな抵抗とかもあったと思いますが、結果的に見て、あれからするとともに戻ってしまったような感じも見受けられますが、その辺は皆さんが議論した上でそういうふうになったのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 部等の設置、課等の設置も含めて、これはそもそも各部と総務部の共同作業というような認識でございますので、そういうふうに各部の意見も踏まえながら、こういった現在の部等設置条例にまとまっていると考えております。

○渡久地修委員 先ほど當間委員への答弁で、それぞれの部門の議長が出て知事と一緒に全体戦略会議というのは、全部の長が出るのではなくて、部門の議長が出て、そこで沖縄県の戦略が決まっていくということになるのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 今、全体戦略会議の構成メンバーは、知事、両副知事、部門の議長及び企画部長、総務部長を考えております。

○渡久地修委員 今、この戦略会議というものがあるのかどうか、あるいはなかったらそれに匹敵する会議の構成はどうなっていますか。

○比嘉徳和総務統括監 今、戦略会議というものはございません。4月からスタートさせる考えでございます。それに相応する庁議でありますとかというのがございますけれども、こことのすみ分け、整理もきちんとやった上で4月から全体戦略会議を走らせていくという考えでございます。

○渡久地修委員 今、県の最高意思決定機関というのは庁議なのですか。

○比嘉徳和総務統括監 庁議において、議会に上げる議案の決定等を行っておりまして、庁議と、またもう一つ沖縄振興委員会というものもございますし、そういうような形で並列的にそれぞれの性格に応じて意思決定がなされていると考えております。

○渡久地修委員 私たちの認識では、庁議で全て決まっていくという認識だったのですが、庁議には三役と全部の部長が参加しているのですよね。どうでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 庁議においては、全ての部長等が参加しておりますし、全体戦略会議とこの庁議との位置関係というのは、今、検討しております。それぞれ戦略に関するものは全体戦略会議の中で決めて、施策を決定していくと。庁議に係る庁議部門については、それぞれやっていくというふうに考えておりまして、そのすみ分けを検討しているところでございます。

○渡久地修委員 今、庁議で全体の三役と部長が参加して決まっているものが、ある意味で少数で戦略会議なるものを決めてやっていくというものに対しての異論というものは出ていないのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 この全体戦略会議がその詳細まで設計されていないところから、庁議とのすみ分け等について異論は特には出ていないのですが、こういうふうにするよというような中で、適切な庁議との関係を保っていきたいと考えております。

○渡久地修委員 国では国家安全保障会議とあって、外務、防衛、総務大臣だ

けでそういったものをやろうとしているのだけれども、それに似たようなものにならなければいいのかなと思うのですが。要するに、部長の中でもその部長それぞれにある意味では序列ができてしまうのではないのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 序列はないと思っております。各部門において部門の課題、例えば産業振興部門でしたら、部門の課題としては独自産業をどうするのかと、どういうふうにやっていくのかというようなことで議長を立ててそれをまとめていくと。そして、まとめていくためには議長が必要だと考えておりますので、商工労働部にお願いしようというふうに考えております。そういうふうな個別の戦略も入れた全体戦略を全体戦略会議の中で決定していくのですが、この中でその部門の序列というのは特に考えておりません。

○渡久地修委員 一番多いところでこの部門の議長というのは3つの部を統括するのですか。産業振興部門は商工労働部長が議長になって、そこは農林水産も文化観光スポーツも部門の傘下に入るわけですよ。その議長を商工労働部長が担うわけですよ。だから、農林水産部長とか文化観光スポーツ部長よりワンランク上みたいに、一般的な見方としてわかりやすく言えば、その両方の部よりも上に部長はいるということになるのではないのでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 そうはならないというふうに、先ほど説明しているのですが、その戦略において議長を務めて取りまとめているという役割を担っていただくというようなことを考えております。

○渡久地修委員 商工労働部長は商工労働部だけではなくて、農林水産部の課題も文化観光スポーツ部の課題も全部把握して、そこでやられたものを持って戦略会議に臨むわけですよ。商工労働部長というのは、農林水産部の課題も全部把握してこななければ臨めないわけですよ。

○比嘉徳和総務統括監 その点では、広い各部の課題を吸い上げた戦略というように落とし込むというような役割を担っていただくということを考えております。

○渡久地修委員 要するに、私が言っているようなそういった懸念がないように、これからこの戦略会議というのは議論するというのだけれども、全部の部長が参加した意思決定という点で、私は庁議というのはとても大事だと思いま

す。それが一部の人たちに全部集中していくというのは、余りよくないと思うのです。やはり庁議を大事にして、今出ているような懸念—さっきからないないとは言っているのですが、懸念があるから質問しているのもあって、本当にこういった懸念がないようによく慎重に議論してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○小橋川健二総務部長 今回のグルーピングというのは、各部の自立性を尊重しながら、その上でなおかつ関連部門の共同を図っていこうというような趣旨でやろうとしております。戦略会議をどうするかという話は委員おっしゃるような、そして今、私が説明したようなそういう方向で運営ができるように中身は議論していきたいと思えます。

○渡久地修委員 いずれにしても、私が抱いているような懸念が起こらないようにやってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 先ほどの渡久地委員のお話ですが、公室企画部門戦略会議、これは4つあるのですが、部門戦略会議はその部門で戦略会議を開いて、そこでまとまったやつをまた上げてそこで議論すると。そうすると、今までの庁議というのは部長が集まってそこで議論をします。例えば、庁議の上に戦略会議があって、その上に三役会議があるというふうになるのかなと大体形式的にいくと。それはどうでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 今回の庁議というのは、県行政の基本方針とか、そういうようなことを担って部長会議等があります。その戦略会議が上に来るということはなくて、あくまでも戦略に関することをここで議論していただくというようなことを考えておりますので、それは横になると今のところ考えておりません。

○吉田勝廣委員 21世紀ビジョンをいかにして実現していくかという戦略を4名の戦略会議のメンバーが決定をしていくということになるわけでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 全体戦略会議のメンバーで全体戦略という、今、委員

がおっしゃったような県の全体戦略というものを議論していくというようなことになるかと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、かなり時間を食うのではないのでしょうか。部長会議、戦略会議、また戦略会議、その上の三役との会議と、すごい会議ばかりになりませんか。どうでしょうか。

○比嘉徳和総務統括監 今回の部門及び部門戦略会議をつくった趣旨は、スピーディーな意思決定、迅速というようなことを念頭に置いておりますので、委員が懸念しているようなことにはならないような形で迅速な対応をするというようなことを詰めていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 私も行政経験をしているので会議ばかりになるのではないかという懸念もありますが、後で議論します。もう一つは、例えば、今、福祉保健部を2つに分けましたが、地域は、中部には福祉保健所、北部にもある。そうすると、その運営の仕方、その各福祉保健所の運営の仕方ですが、そこに所長がいて、いっぱいいて連携しているわけですね。2つに分けて基本的にどうするのかと思います。これはどうなりますか。

○石垣永浩行政管理課長 今回の組織再編では、福祉保健部を2部に再編し、子ども生活福祉部、それと保健医療部というふうに分けております。現行の福祉保健所につきましては、子ども生活福祉部に、また保健所業務につきましてはその業務を保健医療部という形で整備を行っているところでございます。

○吉田勝廣委員 それはこれを見たらわかります。私が言っているのは、今まで1つだったものが2つに割れるので、そうすると二重になりますよね、指揮系統が。それを心配しているのです。今までは一体で戦略会議みたいなもの—中部、北部はどうするかということで、いろいろ議論をしてきたのに、今度はこれが割れるわけですから、今まで1つでやっていたものが2つに割れてどうするかと。そこを今後どうしていくのかという話を今、聞いています。

○石垣永浩行政管理課長 福祉保健所として、福祉の部分と保健の部分やその連携は維持しつつ、保健所についてはその保健医療部を主務部とすることで事務分掌に沿った指揮系統を確保して、感染症対策等の健康危機管理にも迅速に対応できる体制がとられていくというようなことを期待しております。

○吉田勝廣委員 言わんとしていることはわかります。皆さんの論理で説明するわけですから。そして我々はまた逆の立場、地域住民の立場から説明を聞いているわけです。これはどういうふうに合併して、どういうふうに運営していくかというのがありますよね。その予算は誰が持ちますかと一電気代とか水道料とかさまざま出てくると思います。それは別として、運営の仕方だけが問題なのです。この福祉と環境の今まで指揮系統は統一されていたけど、誰が管理して、誰が指揮するかと。そこだけお聞かせください。

○小橋川健二総務部長 住民の利便性ですとか、そういったことも考慮しまして、組織的には今の福祉保健所と変更はしないようにしております。例えば、業務的には保健所長というのは必置義務がありますので、保健所長の権限、業務があるわけです。その分については、保健医療部が主務部になります。その他の福祉部門については、子ども生活福祉部が主務部になります。ですが、権限的にはほとんど保健所長に委任をされておりますので、日常的には主務部とは言いながらも、保健医療部とは日常的な指揮命令というのは生じてこないと思っております。ですから、今の利便性はそのまま確保されると思っております。

○吉田勝廣委員 大体、保健所は医者がやっているわけですよね。例えば、この資料を見ると子ども生活福祉部、部門議長ですよね。保健医療部と子ども生活福祉部はトップはこれですよ、戦略会議議長ですから。しかし、地域の福祉は福祉で—これは戦略会議だけの話をしているのですが、そういうのに少し矛盾を感じたのでその話をしているわけです。そして、もう一つの問題は、先ほど森林・林業・緑化施策の一体的推進についてという要請書があったので、ちょうど今説明資料に書いてあるようなことを質問しようとしたわけです。緑化推進に関する事項。これは全く福祉保健部と同じように下部の出先機関は全部農林水産部に該当するわけですよね。市町村にある一各護にありますよね。その森林関係は全部大体今までの森林緑地課が担っていたわけです。今度はそれを環境部が担う、まさにこれでいう人脈であるとか、今までの経過とか、そういうことについて本当にこれが運営できるかという、例えば、このような状況の中、沖縄県は平成25年度の行政組織改革で緑化行政を環境部に移管することが県議会に提案されているが、県民や関係団体に対し、具体的な施策の方向、組織体制及びその理由について十分な説明がなされていない、ということが一つと、それからもう一つ、環境部に緑化行政が移管された場合、どのような体

制で推進するのか明確にする必要があると。私も今、ちょうど思っていました。地域は森林緑地課が今まで運営していた、それを環境保健部が人も全然知らないのにそれが本当に地域として成り立っていくのかなというのが、北部3村から私に対する意見があったわけです。その辺のことを心配しているので、払拭できるように説明をお願いします。

○小橋川健二総務部長 緑化の推進に関する事項は、今回、環境部に移すと。これは丸々移すという話ではなくて、ある意味で事務局的なところはそこに移しましょうと。ただ、これまで緑化の先端のほうを担ってきた農林の部分をそこは依然として大事な部分ですので、そこはマトリックスという形でぜひかわりを持たせてさせようと思っております。今回の眼目は、自然豊かなというのが21世紀ビジョンの第1番目の目指すべき姿と、そういう形になっております。自然の再生まで含めてこういうことで担っていただこうと。加えて、都市緑化、公園、街路、道路含めて都市緑化がなかなか進んでいないということもあって、実は農林水産部に置くよりも、環境部に置いてそこでタクトを振らして、農林も土木もみんなが共同してできるようにと、そういう組織をつくったつもりでございます。

○吉田勝廣委員 組織をつくることは結構です。しかし、それが実際に機能するかが問題です。5年前でしたか、農林水産部にあった各研究機関、これが企画部に移動したことがあります。このときも少しおかしいのではないかと、企画部はそれの専門ではないだろうと、この問題はおかしいのではないかと議論したら、案の定、企画部から農林水産部のほうにまた戻ってきたわけです。こういうことがあるので、そこは慎重に—これは機能ですから、どう動かすかです。やっぱり人脈もありますし、これまでの経過もいっぱいあるわけで、それを崩すのは大変だと思います。そういうところも含めて慎重に議論しておかないと、関係団体の信頼関係といいますか、これは誰を頼っていいのかとかそういうふうにしないと、ただ21世紀ビジョンをやるからそうしましょうねというのはなかなかうまくいかないのではないかなと。今までやってきた人たちは何十年もやってきているわけですから、それを一挙に環境部に持っていきますよということにはならないのではないかなと心配があるわけです。

○小橋川健二総務部長 箱が変われば、あるいは箱をつくれれば全てうまくいくとは毛頭思っておりませんで、これまでやってきたものもそれなりの意味があってそういう位置づけがありましたし、実績も残したのだらうと思います。た

だ、先ほどの試験研究機関の話もございましたけれども、あれも企画部に移ったがゆえに、逆の意味で非常に成果も残した部分があったのだらうと思います。施設整備もできましたし、それからそれぞれの部門間のいかに産業に結びつけるかという意味では、林も農も水もみんな一生懸命切磋琢磨したのだらうと思います。ただ、いかんせん、普及という部分でなかなかうまく結びつかないということもあって、農林水産部に戻りましたけれども、組織はやはり未来永劫同じものでうまくいくということはないと思います。ただし、今回は、21世紀ビジョンの中でいいますと、従来の省庁と同じような一対一の対応の組織だけではなかなかうまくいかないのではないかという問題意識が実は発端にございます。そういう意味では、丁寧に関係団体も説明をしてきたつもりですし、スタートしてからも懸念があればまたいろいろお話を聞いて改善できるところは改善すると、そういう姿勢で臨みたいと思います。

○吉田勝廣委員 私も賛成です。やはりよどんだ水は動かして、もっともっと活性化させないといけない、これは大いに賛成です。そのためには、よどんだ水の動かし方です。それは多くの人々の理解を得て、それを動かしていくのだということだけは言うておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今回の条例提案は調整不足のような気がします。子ども生活福祉部を新設するという事について反対ではないですが、そのために切り張りしたような所管の移動というものは、十分に関係者には説明されていないような気がします。今、部長は丁寧に関係者にも説明してきたつもりだと言いますが、今の緑化の推進、例えば沖縄県緑化推進委員会は県議会議長がやっています。議長には説明しましたか。

○石垣永浩行政管理課長 議長の方にも何度か御説明に上がっております。

○高嶺善伸委員 ところが今、公益社団法人緑化推進会の理事長の懸念を見ると、県議会に対して慎重な御審議をいただきたいというような内容になっています。それはなぜかということ考えたときに、皆さんは各市町村が加入している公益社団法人緑化推進委員会に説明しましたか。

○石垣永浩行政管理課長 私どものほう直接は伺っておりませんが、農林水産部森林緑地課を通して、そういう関係団体のほうには説明ということでやっていただいております。

○高嶺善伸委員 我々の手元に来ている要請の趣旨を見ると、この県議会に提案をされている今回の機構改革について、県民や関係団体に対し、具体的な施策の方向や組織対象及びその理由等について十分な説明がされていないということなのです。例えば、緑化推進と方向性を見たときに、これまで農林水産部でやってきているわけですね。その今のような都市緑化とくっつけて環境部に持っていくということについては、これまで所管してきた農林水産部及び前線で緑化推進に取り組んでいる緑化推進委員会からすると、例えば植樹祭であるとか育樹祭とか緑化コンクールなどは、ただ緑化、美化だけではなく、その病虫害からの対策であるとか、いろいろな多岐にわたる農林水産部とのかかわりが強いのですよ。だから、県議会が会長をする緑化推進委員会も農林水産部の森林緑地課を窓口にしてやっていくのであって、これが環境部となってくると、これは現場との説明はなかなか難しいと私は事前に皆さんにも言っておいたのです。これはちゃんと整理できたということなのではないでしょうか。

○石垣永浩行政管理課長 森林緑地課のほうで緑化推進業務を行っている担当の職員、スタッフ3名でその業務を行っております。当初、それを環境部に移管するというので、そういった関係団体等からも懸念の声もございました。それを自然保護課のほうに自然保護緑化推進課という形でそのスタッフに業務を移管しつつ、そのほうに課長クラスの緑化推進監という形でやって、この体制を強化するというので部のほうとも話をして進めているところです。そういった形も含めて、先ほど部長のほうから説明があったマトリックス組織の活用、人事交流等によって当然農林水産部のお手伝いも必要ですし、あと土木建築部、教育庁、そういったところとの連携を強化して、従来の取り組みがより前進するようにしていこうと考えております。

○高嶺善伸委員 これは皆さんの切り張りはいいですよ。私は現場が混乱しますよと。現場は、十分な説明がなされていないという要請を議会に上げているものですから、例えば、この公益法人は県内市町村の林務関係がみんな入っているわけです。そことすら調整はされていないのですよ。我々に慎重審議をなささいという要請を上げてきているのですから、それを我々は慎重審議をしているので、皆さんは公益社団法人緑化推進委員会と協議したのですかと確認し

ています。そことはやっていないということですよ。

○石垣永浩行政管理課長 私どものほうで直接というところではありませんが、先ほど御説明しましたが、農林水産部の職員が何回かそういった団体とも説明を行いながら進めているという報告は受けております。

○高嶺善伸委員 では、農林水産部で調整し、説明している職員から説明を聞きましょう。

○崎洋一森林緑地課班長 先ほど来のお話でございますが、案が出た段階で緑化推進委員会にも課長、副参事と出向いて案の説明はしております。今回の組織の再編につきまして、緑化推進委員会には会って話をしております。

○高嶺善伸委員 十分な説明がされていないという要請書が来ているので、皆さんは行ったのかもしれませんが、納得していないのですよ。これをきちんと議案提案に向けて、状況を報告したのかということですよ。説明しただけでは納得したか、十分な説明ができたのかわからないのですよ。その辺をきちんと説明してください。

○崎洋一森林緑地課班長 組織再編の話が最初あったころ、それをもとにして6月、7月かに話をしに行きまして、まずは緑化推進班がございますので、緑化推進班を自然保護課に移すという話でございました。ただ、緑化推進班につきましては森林の病虫害、造林事業、それと緑化業務という3つの業務がございますので、それを班ごとにしてもらうと困るということを申し上げたのですが、では緑化の部分だと、緑化の部分自然保護課のほうにどうでしょうかという話だったので、私たちも県の組織でございますので、その旨を踏まえて緑化推進委員会には説明しております。

○高嶺善伸委員 全く意味不明の説明の内容ですけれども、こういう緑化行政をどうするかというときに、事前に十分な移管後どのような体制で推進するのか、従来と何が違うのか、これはなか現場に出ないとわからない部分があるので、十分な説明と了解が得られて提案をしているかということが大事だなと思っています。今、たまたま、正式に議会が陳情を受け付ける期間が過ぎたので、議案として正式に付託はされておりましたが、内容を見ると、私たちが懸念していたとおりの内容があつて、これはこれまで同様、森林林業緑化行政を一体

的に推進する必要があるということから、県議会においては慎重な審議をしていただきますよという要請をする内容になっているのですから、所管課の皆さんがそういう認識だと、皆さんの指導機関としての役割は何を果たしてきたのでしょうか。

○**崎洋一森林緑地課班長** 森林緑地課の部分が県土全体の緑化ではなく、森林に関する緑化でありまして、緑化推進委員会の業務もそのほうに特化しておりました。組織再編に伴いまして、土木建築部と教育庁とマトリックスの組織を一段と強化するという話がありましたので、それならということで緑化推進委員会のほうには説明しております。

○**高嶺善伸委員** 堂々めぐりでかみ合いませんが、環境部に所管する分掌を農林水産部のほうから緑化の推進だけをくっつけて、1項目ではおかしいからというような唐突な所管の移動のような気がします。そんなにまでしてこれを急がないといけないのかなと。もう少し、本来、緑化行政がたどってきたこれまでのいろいろな事業であるとか、組織とか、市町村の連携も含めて、もっと納得のいくような形で組織の改編をすべきではないかなと思います。余りにも唐突過ぎるような気がして。そして、現場が納得していない。こういうふう組織を改編するからというような方針を伝えただけに過ぎないということが、今回の要請につながっているのですよ。私も経験からしてこれは、何のために来年4月から急がなくならない組織ビジョンなのかなという気はします。だから、その説明をしたということの中には、しっかりと理解をしてもらえた、緑化行政が今まで以上により充実した県民のための施策になるのだということをはっきり持っていないと、組織ビジョンというのはそんなに実現できるものではないと思うのですが、どうでしょうか。

○**小橋川健二総務部長** 私も緑化推進委員会の議長たる県議会議長にお会いをしまして、今回の組織改編について御説明いたしました。その際に、今、委員のおっしゃるような農林にあったほうがうまくいくのではないかという懸念も聞いているよということはお聞きしました。そこは十分説明するようにというお話もございました。それを受けて、農林水産部できちんと説明しているというふうに思っております。ただ、今回の組織ですが一議長にもお話し申し上げましたが、その都市緑化も含めて全体的にタクトを振る場所が必要ではないかという問題意識が一つありました。それから農林のこれまで緑化部門を担ってきたところは、それは今後も必要だと思っておりますので、それがないと推進で

きないと思っておりますので、そこは部が違えどもマトリックスでくくって、それから土木も一緒にくくって、ぜひ一步でも二歩でも前進できるようにやらしてもらいたいなと思っております。

○比嘉徳和総務統括監 少し補足をさせていただきますと、委員からの、取ってつけたようなという趣旨の指摘なのですが、これは、もともと21世紀ビジョンの1番目の将来像に自然と文化を大切にする島というものがございます。これを一番上に持ってきたというのは、我々の自然保護や緑化などのあり方の一つの反省がここにはあるのかなと。今までのやり方でいいのかなというようなところに反省がございました。そこでどうしたらいいのかということ考えたときに、緑化行政をもう少し強化しようと考えております。環境部に移すことによって、自然の保護、再生、創造というものを一体的にやっていただくと。そういうふうな部分で環境部に緑化部分を移すことによって、緑化行政がより進むのではないかという期待を込めて、その役割を担うためにここに移しております。47都道府県を見ますと、環境と緑化行政が同じように所管しているところが8県ほどございまして、そういうことも踏まえまして、今回部の再編の中で加えさせていただいたところがございます。

○高嶺善伸委員 最後に、職員をもっと大事にしたほうがいいと思います。やはり技術であるとか、県民とのつながりとか、そういうことを考えたときに組織を改編するということは大所高所からいろいろな配慮をしながら積み上げが必要だなという気がして、どうも今回のプランは唐突過ぎるなという気がします。これだけを指摘して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の高嶺委員の意見、同感の部分がありますが、非常に唐突な感じは我々も受けております。余りうまくいかないと、組織をいじるというのは、大体会社でも他の組織でも同じようなことがあって、結局は順繰り順繰りで、めぐってくるような、調べてみるとそういう感じもあります。しよせんは組織を担うのは人ですから、縦割りの行政で自分の課というものにとらわれてしまって、それ以外は一切やらないとか受け付けないというそういう硬直したような組織だと、どんなに組織をいじってもうまくいかないわけです。この辺の柔軟さといいますか、積極的に部局課も横断してやるような、組織は組織

でつくりながらそういう柔軟性を持つということが出来るか、出来ないかということは非常に勝負でありまして、特にこれからは21世紀ビジョンなども含めて問われるのだらうと思います。その辺はどういう心がけでやっておりますか。

○小橋川健二総務部長　今回、組織改編に先立って、組織のビジョンをつくりました。これは21世紀ビジョンと対比するようなものだと思っておりますけれども、新しい法律も沖縄振興法というものができました。跡地の法律もできました。それを実現するためのツールとしての一括交付金を始め、3000億円という振興予算もできました。あとは組織といいますか、人といいますか、それだろうということで、実はそのビジョンをつくっております。そのビジョンの中には先ほど来ありました大きくりの話ですとか、それからここには出てきておりませんが、人事管理の問題とか、これも今回ビジョンの中に入れてあります。その中でも、例えば、複線型人事といいまして、これまでの総合職を育てるのではなくて、総合職にプラス専門を重視したような人事管理のあり方、こういったこともやっていきたいと思いますということにしております。おっしゃるように、組織は人だということですが、今回、先ほどもありましたが、局制がまたもとに戻ったのかという質疑もありました。職員の意識改革というのは非常に大きな部分があると思っております。今回の議論のスタートは、実は職員の意識改革でもありました。農林、商工、観光文化を1つに引くくって局にするとか、あるいは環境と土木をくくって1つの局にするとか、従来の国の国土交通省と土木建築部、環境省と環境部、これだけの関係ではなくて、やはりたすきがけを、あるいは横に串刺しをしていかないと、なかなかうまくいかないと。そういう意味での職員に対する意識改革のメッセージでもありました。そういう趣旨で、今回局はなしで、部で緩やかなグルーピングという形にはなっておりますが、そこは実は、人、意識改革も加味した組織改革であると思っております。

○玉城義和委員　沖縄県は一つなわけですから、形として部局があるということを考えて、たすきがけという言葉もありますが、柔軟に対応していただきたいです。環境政策課の中の基地環境特別対策室について説明していただけないでしょうか。

○石垣永浩行政管理課長　今回、環境政策課の中に、課内室として新たに基地環境特別対策室を設置する予定で進めております。これは米軍施設から発生する環境問題の解決に向けた効果的な環境保全の仕組みづくりを推進するということで、新たに室を設置して、その取り組みを強化するというものです。

○玉城義和委員 その要員といたしますか、スタッフといたしますか、人数とか、具体的な作業、どういう任務を担うかという点はいかがですか。

○石垣永浩行政管理課長 具体的な作業としては、返還跡地、または返還予定地の環境浄化の手法の手続、そういったものを国に提案すると。また、米軍施設における環境調査や環境関連法令の適用の実現を促進するという取り組みをやっております。人員体制については、新たに課内室ということで、当然、室長、以下スタッフということですが、具体的な人数は、現在、全体の定数の作業をしているところで、年内に整理を行って、各部局とも調整を進めながらやっていきたいと考えております。

○玉城義和委員 これまでの県の対応というのは、どちらかというと地位協定の改定問題でも、国の責任においてというものがあるものだから、それにのっかって、どちらかというと県よりも国の責任でやってもらいたいと、こういう流れがあったと思うのです。そういう意味では、県が積極的にそれを担うということで、一歩前に出たと思って、私は大変結構なことだと思います。ただ、問題は、当然国の責任でやらなければならないというのは大前提ですが、なかなか国とか市町村だけではできないので、県が中に入ってやるということは何となく必要なことなのです。ただ、問題は機能するかどうかということです。非常に難しい問題もあって、沖縄市のサッカー場のような話も出て、専門的な知見といたしますか、そういうものが求められると思うのです。だから、この室を一つの核にして、ほかの民間とか学者、研究者とか、あるいは国とか市町村も入れて、かなり研究レベルの高いところもやってみると。これから返還されるであろう基地の様態、形態、いろいろな経歴もきちんと調べて、科学的に信頼度の高いものが出せるようにやっていただきたいと思います。その辺の展望は一これは室で発足しますが、これから返されるであろう大量の基地を想定すると、相当なウエートがあるし、重要性があると思います。その辺の展望はどのようにお持ちですか。

○比嘉徳和総務統括監 この点に関して、基地がそれぞれ返還される一嘉手納より南の基地が返還ということが当然想定されて、それに対する課題も出てきますので、その部分は室からスタートしつつも、課題の状況を見合わせて、適正な組織ということを常に考えていきます。

○玉城義和委員 先ほど申し上げた研究者とか、環境問題の専門家だとか、あるいは化学の専門家とか、そういう人たちをどういう形で入れて、常にそういう方たちから助言がいただけるような、今現在ある研究所もあると思うので、その辺の連携をどのようにやっていくかということです。

○小橋川健二総務部長 今回のものは一步踏み出したという印象の組織になります。その中でやはり研究もしますし、提案もしていかなければならない組織になるだろうと思います。そのためにはそれなりの精度を持った研究、提案にならざるを得ないわけですから、外部の知見も一形はどのようになるかわかりませんが、そういったものは取り入れないといけないと思います。

○玉城義和委員 なかなか全国的にも経験のないことをこれからやっていくわけで、大量の返還が実現できると、それこそ基地のそれぞれの使用経歴とか、どういうことが起こっていたのかとか、そういうことが当然問われるわけですから、室でスタートしますが、できれば第三セクターとかそういうことも含めて、全国的なものも含めて、精度の高い組織につくり上げる必要があると思うのです。ぜひそこは関連機関とも相談しながら、ぜひ努力していただきたいと思います。

○小橋川健二総務部長 新しくできる環境部ともよく相談をして、柔軟に対応したいと思います。

○玉城義和委員 それから、公共交通推進室というのができると。これについて説明をしてください。

○石垣永浩行政管理課長 こちらは現在企画部の交通政策課に、新たに公共交通推進室という形で課内室を設置するものです。今、公共交通推進室という名称も含めて、公共交通の後に、鉄軌道推進室と入れることも検討中ではあります。そういったことで、新たに室を設置する意義としては、鉄軌道等の導入というのが、平成31年度末には工事が着手できるような取り組みということで、加速して進めることとしております。そういったことで、今は課の中に班であるのですが、その取り組みを強化するというので、国や関係機関との調整をより加速的に取り組んでいくということで、今回の課内室の設置となっております。

○玉城義和委員　ここは平成31年ということも含めて、県の決意も含めて、公共交通・鉄軌道導入室とすべきだと思っています。モノレールはきちんと入っているわけですね。都市モノレール対策室か建設事務所か、何か入っていますね。ここはやはり明確にして、いろいろな意見があったりして、何となくざわざわした面もあるので、公共交通・鉄軌道—私は鉄道でいいと思いますが、あえて県が軌道を入れるなら入れてもいいので、できれば鉄道導入室といったほうがいいと思うのですが、そういう意味でもう少し位置づけを明確にしたほうがいいと思います。ぜひそこは検討していただいて、いろいろな対策室で、いろいろな案が出ていますが、例えば一番黒字である西日本とか東日本との関連をどうするかとか、いろいろなことが考えられるので、今のJRは九州も北海道も四国も赤字なわけです。JRに移行するとき物すごくたくさんの基金をもらって、二、三%の利息運用まで政府がしているわけです。だから四国も九州も北海道ももっているわけで、300億円ぐらいの赤字を出しているわけです。そういう面を含めて、いろいろな角度から重層的に検討するという、そういう室にしてもらいたいと思います。だから採算論のようなもので縛られないような、旺盛な取り組みをしてもらいたいと思います。これはどういう構成になるのですか、室長やスタッフなどは。

○石垣永浩行政管理課長　課内室ということですので、新たに室長を設置して、今は公共交通推進班というのがあります。そのスタッフに人員を追加して、取り組みを強化するといったことを予定しております。

○玉城義和委員　ぜひ充実した組織にしていきたいと思います。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員　今の乙第4号議案、部等設置条例の一部を改正する条例ですが、それに反対ではないのですが、1公室8部から1公室9部ということで、環境生活部が環境部、福祉保健部が子ども生活福祉部と保健医療部に分かれるということで、この中には書いていないのですが、例えば農林水産部の農村整備課と農地水利課がありますね。そこを統合するという話があったのですが—予算が少ないから1つにするという話があったのですが、一般質問でも質問したのですが、執行率が悪いですよ。今は67%ぐらいですから、80、90ぐらいあればいいのですが—よく言う意識の改革がありますね、逆ではないかと思う

のですが、どうですか。2課を1つにしますよね。部等の設置条例の中で表に出てこないのですが。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長が、部等設置条例は、部のレベルでどう再編するかということであるが、課のレベルはもう少し時間があり、課をどうするかという話は、規則改正で対応することを説明し、新垣委員も了解した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 今、規則でという話がありますが、実は農林水産部で181名の定数というのですが、これが現在は141名、47名の技師といますか、農業土木職員、47名の欠員は大きいです。ですから、各出先機関の南部農林土木事務所、中部農林土木事務所もそうですが、執行率が悪いのは技師の不足の影響だと思いますが、これについて、総務部は採用関係もあるので、その辺はどのように思っていますか。

○小橋川健二総務部長 確かに、平成24年度、平成25年度はかなりの欠員が生じました。それは合格者が少なかったということが一つあります。それから辞退者がいたり、そういうことで結果として欠員が出たという状況であります。ただ、やはり欠員が生じるということは避けなくてはいけないことですので、臨時的任用職員を充てたり、あるいは業務の再配分をしながらやむを得なく行政職員を充てたりということでは実はやってきているところです。当然、平成26年度に向けてはそういった欠員が出ないように取り組みたいと思います。実は、合格者が少ないということも、ある水準に達しないから合格者が少なかったという面もあります。成績的に、そういうこともありますので、しかし極力事業に支障がないように欠員は避けなければいけないと思っています。

○新垣良俊委員 技術職試験の結果といますか、例えば、国が先になって県も試験をやっていますから、国が先に合格通知を出した場合、やはり国のほうに行くと思います。県の合否を待っていても県の不合格の通知が来た場合は困りますので、国に行くと思います。国よりも先に県が出すとか、そういうこと

もやらないと技術職員が来ないと思いますが、それについては、国よりも先に合格内定通知といたしますか、それを出すことはできませんか。

○小橋川健二総務部長 採用名簿に登載するのは人事委員会ですので、人事委員会のスケジュールでしかできません。いろいろなケースが考えられると思います。やはり、県の農業に従事したいという人もいらっしゃるでしょうし、あるいは広く日本の農業に携わりたいという人もいるので、どっちが先だったら確保できるかと、私にもわかに判断が付きませんが。その辺は欠員を出さない、あるいはしっかりと採用ができるということを念頭に研究をしてみたいと思います。

○新垣良俊委員 これは例ですが、国を合格して、県も合格するだろうと待っていたら、県が不合格で国の合格の内定通知を破棄してしまった、そういうことで両方ともだめになったという事例がありますので、そういうことは総務部で考えてやってほしいと思います。

それから、今農林水産部で47名の技術職が不足していますが、事務職で対応できませんよね。事業を2つか3つ、多い人は4つも持っているという話もありますので、やはり事業執行や不用額が多いです。苦労して国から予算獲得して返すという事態もおかしいと思いますので、信頼関係も損ないますので、ひとつその辺も検討をお願いしたいと思います。

○小橋川健二総務部長 平成26年度に向けては欠員を出さないように頑張ります。今の対応としては農業、土木の初級職を採用したり、再任用職員を任用したり、あるいは臨時的任用職員を任用したりと実は対応しておりますが、しかしながら、きちんとしたフルタイムで働く、あるいはきちんとした資格を持っている、行政職ではないということがやはり望ましいです。そこはそういう向きで対応していきたいと思います。

○新垣良俊委員 農林水産部、土木建築部でもそういうことはあろうかと思えますので、ひとつ御検討をお願いして質疑を終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の5ページをごらんください。

議案は資料2の7ページにあります。

乙第5号議案沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方税法の一部が改正され、延滞金の割合の特例について見直しが行われたことに伴い、沖縄県延滞金徴収条例においても同様に、延滞金の割合について、特例を見直すものであります。

改正の概要を申し上げますと、延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.2%に満たない場合には、納期限の翌日から納付日までの期間の利率である年14.5%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に年7.2%を加算した割合とし、督促状により指定する期限までの期間の利率である年7.2%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合、又は当該加算した割合が年7.2%を超える場合には、年7.2%の割合としております。

特例基準割合は、当該年の前年に租税特別法の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合としております。

なお、この条例は、地方税法の施行とあわせて、平成26年1月1日から施行することとしております。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の6ページをごらんください。

議案は資料2の9ページにあります。

乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービスつき高齢者向け住宅事業の登録の申請及び登録の更新の申請に係る事務に要する手数料の徴収根拠を定めるほか、動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い所要の改正を行う必要があることから、条例の一部改正するものであります。

なお、サービスつき高齢者向け住宅事業の登録申請手数料関係は、平成26年4月1日から、その他の改正については、公布の日から施行することとしております。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 改正されるということですが、何がどう変わったのですか。現行はどういう状況で、それからどのように変わったのか教えてください。

○渡嘉敷道夫財政課長 まず、主な改正ですが、平成23年10月20日に施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律において、高齢者の居住の安定の確保を図るため、これまでの高齢者向け賃貸住宅を整備統合して、良好な居住環境

を備えたサービスつき高齢者向けの賃貸住宅を登録するという制度が創設されております。それに伴い、登録の申請等に係る事務に要する手数料の徴収根拠を定めるというのが大きなものです。そのほかについては、法律等の改正により、手数料条例で定めている手数料の名称等を変更するというものがあります。

○渡久地修委員 わかりやすく説明してほしいのですが、高齢者住宅は今まで申請は要らなかったのでしょうか。要するに、手数料がなかったのが、今度は発生するのですか。それは幾らですか。

○與那嶺善一住宅課班長 手数料については設置する住宅の戸数の割合に応じて、10戸未満の場合は4000円、11戸から20戸未満の場合は2万8000円、21戸から30戸の場合は3万1000円、31戸から40戸の場合は3万5000円、41戸から50戸の場合は3万9000円、51戸から70戸の場合は4万6000円、71戸から100戸の場合は5万6000円、101戸以上は6万7000円という手数料を徴収することにしております。

○渡久地修委員 今まではゼロで、今度から新たにこの手数料を取るということですか。

○與那嶺善一住宅課班長 法施行当時は、手数料を徴収しないで運用しておりました。九州各県においても、法施行当時から手数料を徴収しているのは4県のみとなっております。その後、現在、鹿児島県を除いて九州各県では全ての県で手数料を徴収しておりますので、沖縄県も今回平成26年4月1日から手数料を徴収することにしております。

○渡久地修委員 これは事業者から手数料を取るわけですね。これがそこに入居する高齢者には、はね返らないということで理解していいですか。

○與那嶺善一住宅課班長 徴収対象者は登録申請者である事業者です。事業者には国の建設補助や税制優遇、あるいは融資の措置などがありますので、手数料の負担が県民の負担となることはないと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案当せん金付証票の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の7ページをごらんください。

議案は資料2の28ページにあります。

乙第22号議案当せん金付証票の発売について御説明いたします。

この議案は、平成26年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

発売総額は、143億円以内としております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 去年は142億円ですか。去年の発売額と収益金額を教えてくださいませんか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成24年度の発売実績ですが、約115億円となっております。平成24年度決算の収入額は52億8000万円です。

○當間盛夫委員 40%近くが収益金ということで52億円戻ってくるということですが、県は収益事業一充当する事業は決まっていますよね。大体これは主にこういったものに使われるのですか、52億円という収益金は。

○渡嘉敷道夫財政課長 宝くじについては、公共事業その他国際交流、芸術文

化振興事業等の公益の増進を目的とする事業の費用の財源に充てるとされております。そのため、平成25年度の主な事業としては、道路維持費であるとか空港整備事業、外国青年招致事業、福祉関係で在宅福祉対策事業等の事業に充当しております。

○**當間盛夫委員** 県内で販売された部分ですよね。ということは、基本的に東京で買わないで県内で買わないと沖縄県のためにはならないということですね。それと、この部分で市町村に対してのものもあるのですか。市町村は市町村で別の市町村宝くじとかがあるのですか。

○**渡嘉敷道夫財政課長** 宝くじの収益金について、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじについては、公益財団法人沖縄県市町村振興協会を通じて市町村に配分されております。

○**當間盛夫委員** それだけは市町村に配分される。この事業は市町村の部分で、県は何も取らないという考えでいいのですか。サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじは市町村の収益事業ですということで、上がった収益事業というのは市町村に行くということで、その金額もわかりますか。

○**渡嘉敷道夫財政課長** 平成24年度ですが、サマージャンボ宝くじが6億5602万1000円。オータムジャンボ宝くじが2億4400万円となっており、これは全て公益財団法人沖縄県市町村振興協会に行くことになっております。

○**當間盛夫委員** 今度は7億円らしいですから、買わないと当たらないということで、皆さんもボーナスが出たでしょうから、ぜひ県の職員も買われてください。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の8ページをごらんください。

議案は資料2の44ページでございます。

乙第29号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成25年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て、任命することになっております。

御提案いたしました照屋尚子氏は、人格が高潔であり、また、沖縄県特別支援学校PTA協議会会長の職につくなど、教育に対する深い関心と熱意があることから、教育委員会委員として適任であるので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第29号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、この説明資料だと定例会が12回開かれていますね。資料だと。委員会の活動状況。我々県民的には、恐らく教育委員会とはどういう議論をしているかというのはほとんどわからないのです。これは一工夫必要だということは全国的に言われていて、いろいろな提起もされているわけですが、12回の定例会の議題について、わかりますか。

○運天政弘教育庁総務課長 議題については、喫緊の課題である学力向上対策に関することとか、生徒指導に関することなどをやっております。そして、主に議題の項目としては、つい最近もありましたが、八重山教科書問題に関する

議題なども審議しておりますし、学校職員の人事の案件、文化財の指定、県立学校の入学定員の決定等、いろいろなことを議論しております。

○玉城義和委員 後で資料で、この12回の定例会の議題を提出してください。我々にとっては、どういうことを議論しているのかよくわからないのです。

それで、現在の教育委員の出身母体を聞かせてくれますか。

○小橋川健二総務部長 今回任期満了になる方は沖縄県PTA連合会です。

○玉城義和委員 そうではなく、この6名の委員の出身母体のことです。どういうところから推薦されているかということです。

○小橋川健二総務部長 推薦とか母体とかということではなく、平成19年に法が改正されて、委員の中には保護者の代表を入れなさいということが唯一あるのみで、あとは文化、学術等に識見が深い方ということにしかになっておりません。現在の6名の方を申し上げますと、委員長がPTA連合会の会長をなさっております。経済産業分野の方で石嶺氏、学識経験者として宮城氏、教育関係者で富川氏、医療の専門ということで泉川氏、教育長の諸見里氏の6名です。

○玉城義和委員 この流れというのは大体踏襲されているのですか。医者とか産業界とか教育界というのは固定されているのですか。

○小橋川健二総務部長 固定ではないのですが、幅広く意見をいただくという意味から、結果として、こういう分野が偏らないようにということになっております。

○玉城義和委員 この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条などというのは、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して見識を有するなど、そんな人はいるのだろうかというぐらい完璧な人でないと任命されないのかと思うのだけれども、やはり学校教育で一例えば職業教育などで、世界は広いわけで、いろいろな職業があるということをきちんと生徒に教えられるかどうかだと思うのです。このようなことを言うと学校の先生に悪いけれども、学校の先生というのは、一番先生がいい職業だと思ってみんな頑張ってきているわけです。そういう意味では、もう少し間口を広げて、世間にはいろいろな仕事があるのだと。大工からウミンチュから。そういうことをきちんと教えられるかどうか

というのは、実感としてできるかどうかというのが勝負だと思うのです。そういう意味で、PTAから1人という枠などはいかがなものかと思います。医師とか経済界とか教育界とか、こういう枠にはめてしまうと、どうしても視野がそういうものに限定されるので、例えば農業をしている人とか、あるいは林業とか漁業とか、あるいは芸術家とか小説家とか、もっと幅広く現実世界を反映するようなユニークな教育委員もたくさん入れていただいたほうがいいのではないかと。PTAが悪いとは言いませんが、必ずしもPTA会長をやった人が教育に精通しているとは限らないわけで、今の子供たちの現状を反映できるような仕組みに教育委員会もするべきだろうと。そして、もう一つは、もっと県民にわかりやすい議論を、地方も含めて、那覇だけでなくそれぞれの市町村で公開でやるとか、そういう開かれた教育委員会にして、何を議論しているのかわかる、教育委員会が何を考えているかもわかるというような工夫をするべきだろうと。そういう意味で、この教育委員会の人事は一今、挙がっている方がどうこうということではなく、そういうことに照らし合わせて、それに合うような人事を考えるべきではないかと常々思っているのです。それはいかがですか。

○小橋川健二総務部長 現行の教育委員会制度が、専門家の皆さんがそこで議論するということではなく、ある意味で素人の皆さんが入っていろいろな議論を闘わせるというのが、今の教育委員会制度の根幹になっております。そういう意味では、今委員がおっしゃるように、非常にユニークな委員とか、そういう方々がいてもいいのではないかと思っております。今回は、保護者の代表という意味からも、日常的に学校と接してこられた方、子供たちと接してこられた方、この方がよりよく意見を言える方ではないかと思っております。そのほかの委員については、おっしゃることも念頭に置いて、今後人選の機会があれば、そこはどういうことが反映できるのか研究をしていきたいと思っております。

○玉城義和委員 幅広くいろいろな人たちを入れていくということで、ひとつぜひ御検討いただきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 今の御意見、玉城委員との関連もあるのですが、今回の人事

は大変期待しております。保護者会にも小中の義務教育課程のPTA、高等学校PTA連合会の保護者、それから従来の特殊教育小学校—今現在の特別支援学校、大まかに3つのPTA団体があって、その中で、障害を抱えた子供たちを持つ保護者が県の教育委員になるということが初めてなのです。そういった意味合いにおいて、従来、余り掘り起こすことができなかった保護者会の御意見が拝聴できるのではないかということで、今障害がある人もない人もノーマライゼーションで、きちんと均等に生活ができる教育行政をつくっていくにはどうすべきかという時代に、今回の人事配置は大変画期的だと考えております。以上です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今度の八重山の問題とかで、教育委員会がいかに大事かというのが一非常に一生懸命議論してやっていますね。そういう意味ではとても大事だということを痛感しているのです。それで先ほどあった、教育関係者は2人入っていますね。どこの出身になりますか。

○小橋川健二総務部長 教育関係者でいいますと、富川氏が沖縄国際大学の教授です。学識経験者ということで、宮城氏は工芸振興センターの非常勤講師で、教育というよりは学識ということですから。純然たる教育ということからいうと、教育長の諸見里氏です。

○渡久地修委員 6名で数が少ないから、あの分野も入れてくれ、この分野も入れてくれというのはなかなか厳しいけれども、やはり一般的に言って、小中の教員出身者とか、そういう現場をよく知っている人たちがいたほうがいいと一般的には思うのですが、小中関係者が入っていないというのは、沖縄県では何年ぐらい続いていますか。

○運天政弘教育庁総務課長 以前に教育長をなさっていた山内彰先生が平成17年まで勤めていらしたので、それ以降はないという形になっております。平成17年ですから、8年ほどです。

○渡久地修委員 これは小中を軽視しているということですか。

○運天政弘教育庁総務課長 幼児教育の専門ということで、鎌田佐多子先生が平成23年まで務めていらっしゃいました。失礼いたしました。

○渡久地修委員 ぜひ、小中の関係者もいたほうがいいなと思いますので。

○小橋川健二総務部長 6名ということですが、できるだけ幅広い方々から意見をいただくという教育委員会の趣旨ですので、そういう際には、ぜひそういうことを念頭に置いてやりたいと思います。

○渡久地修委員 最後に教育の問題で、この議案と直接は関係ないのだけれども、関連するので。この前の代表質問で、児童生徒1人当たりの教育予算というのを調べてみたら、建設費を含む総額でも、全国の下のほうだし、建設費を除くと、児童では予算が最下位だったのです。生徒でも42位でしたか。そういう意味では、沖縄は結構教育に対する予算が少ないというのがわかったので、これからの議会でも質問していくのだけれども、財政を預かっている部長、一言感想を。来年に向けて頑張ってもらいたいのですが。

○小橋川健二総務部長 日本国全体がODA各国との比較をされたり、いろいろあることも承知していますし、委員が今回質問されたことも、なるほどと思う部分もありました。ただ、各県いろいろな事情があると思います。特に、沖縄県は子供の数が多いということもありますので、1人当たりになるとどうかということも検証してみなければならないと思います。今の教育委員会制度の中では、予算の議案を出すにしても、教育委員会の意見を聞きながら出すという仕組みもありますので、基本的には必要な予算は措置してきたつもりです。引き続き教育委員会と意見交換しながら、必要な部分については対応していきたいと思います。

○渡久地修委員 1人当たりだからそういう状況になっているので、それはそれとして一つの事実だから、よく見詰めていただいて、教育の問題は教育委員会、教育庁任せではなく、やはり全体で取り組むべきだと思っていますので、今後また議論していきましょう。よろしくお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 教育委員6名というのは、何に基づいて人数が6名に決められているのか。条例なのか、あるいは学校教育法なのか。何で決められているのですか。

○砂川靖人事課長 沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例というのがありまして、その中で6名ということになっております。

○前島明男委員 先ほどの玉城義和委員の質疑の関連になるのですが、やはり幅広く多くの分野から委員の意見を求めるということで、6名でなく10名ぐらい、あと4名ぐらいふやして、そのほうが、例えば農業とか商業だとか、いろいろな分野の意見を—6名よりも10名のほうが、多くの分野から意見を集約するというので、そのようにして、幅広くいろいろな意見を求めるということからすると、条例を改正してでも、10名ぐらいにしたほうがいいのではないかと思うのですが、部長のお考えをお聞かせください。

○小橋川健二総務部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では6名以上となっております。条例に委ねられるということです。数が多いほうがいいのかどうか、にわかには判断しづらいものがあります。これは各県さまざまな課題、沖縄には沖縄の課題があると思いますので、そこは研究していきたいと思えます。

○前島明男委員 この総務企画委員会の中でそういう意見も出たということ、教育庁に伝えていただきたいと思えます。

○小橋川健二総務部長 お伝えはいたしますが、法律では5名と定められており、ただし、条例で定めれば6名以上という規定でもありますので、そこら辺の法の趣旨も勘案しながらやらないといけないと思っております。いずれにしても、お伝えはしたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情第146号を除く総務部関係の陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情第146号につきましては、企画部と共管することから、12月13日の企画部関係の陳情審査において質疑を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき御説明します。

資料2枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続12件、新規1件となっております。

継続の12件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

14ページをごらんください。

陳情第140号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について御説明いたします。

消費税については、少子・高齢化がますます進展する中で、国、県、市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。

平成24年8月に、社会保障と税一体改革関連法が成立し、平成26年4月から改正後の消費税率が施行される所であり、県としては、低所得者対策などの検討事項について、政府の対応を注視してまいりたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情について説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 13ページの陳情第118号沖縄県婦人連合会に対する活動への支援に関する陳情に関して、処理概要は変わらないということだったのですが、前回これが出されたときに、各委員からいろいろな配慮すべきだという意見がかなり出ましたよね。たしか部長は、どのような方法があるかいろいろ検討したいということで持ち帰ったと思うのですが、その後どんな検討がなされて、前向きな検討が進んでいるかどうか教えてください。

○小橋川健二総務部長 前は婦人連合会2点の要請がありましたけれども、賃借料の減免と運営費に対する助成だったと思います。運営費に対する助成は、教育委員会が所管しているということもあって、実は総務企画委員会の後で審査をするという話でした。その審査の状況を見守りながら、我々としても何ができるかということで検討したいというふうに申し上げました。検討状況ですが、今、3割減免をしているということで、似たような組織として青年会館とかもございまして、そういうバランスから言いますと、今のところ非常に難しいかなというふうな検討状況ではあります。ただ、全体として教育委員会も含めてどんな支援をするかということがまだ判然としてないということが1つあります。それからもう一つ、運営が厳しいというのも会員の獲得でありますとか、今、土地の上に建っている建物の財産の有効活用とか、いろいろその団体でも御努力いただける分はあるのではないかとということもあって、そういう検討状況ということでございます。

○渡久地修委員 引き続き教育委員会も含めて支援策をぜひ強めてください。よろしくをお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第67号私学生徒の健康診断費に関する陳情ということで、これは前向きに検討するということがあったはずなのですが、どういうふうに次年度から進める予定になっているのか、まだ全く変わらないのか。

○小橋川健二総務部長 これも前にも申し上げたことがあるかどうかわかりませんが、他県でも一般的な私学助成、運営費の助成がありますね。その中に含まれているという理解をしている県もあるというふうに聞いております。私も今、その私学助成の中に入れて助成をするものか、あるいは外に出して明示的な形でやるのかということの検討はしております。

○當間盛夫委員 なかなか私学助成でその部分での額が少ないというようなところもあるはずでしょうから、そういった面では陳情からすると—そういったことも踏まえながら、健康診断の部分というのは別途になるのか、皆さんがそれを加えてそういった私学助成のもので増額されているのだということがわかればいいのでしょうか、いや、これに入っているからいいのだということではないような形で、やはり今、皆さんも人口増加計画だとか、そういう長寿のこともやっているわけですから、学生のときからきちんとこういった検診のものを、私学だとか、公立で差がないような形でやってもらいたいと思います。引き続きぜひ進めるような形で検討してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 11ページの陳情第109号軽油価格高騰により危機に瀕するトラック運送業界に関する陳情なのですが、この暫定税率というのは、民主党時代に軽油引取税は廃止という形になっているわけですね。その中で、あくまでも暫定という意味ですかね、当分の間というふうになっているのですが。当分の間という表現は大変理解しにくいのですが。

○金城聡税務課長 現在の軽油引取税の措置については特例という形で置かれておりまして、暫定措置という意味合いではないかと思えます。平成21年の軽油引取税が目的税から普通税に変わるといえるときに、使途制限を一旦廃止にしております。その後、平成22年に特例税率—委員がおっしゃる暫定税率というのはそのころのことですけれども、それがあったわけです。その平成22年の暫定税率を平成21年度の税率水準を維持しながら廃止をしようという検討がなされておりました。平成22年の措置の中で暫定税率を廃止するという形の決定がなされています。そのときに、税率水準を維持する必要があるという考え方から、特例という形で制度が設けられています。これは軽油引取税の高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置—トリ

ガー措置と呼ばれるものですが、それを創設しております。そのトリガー措置が、平成23年度の税制改正のときに東日本大震災がありまして、そのときの復興財源を確保するためにトリガー条項の適用を一旦停止するという法改正がなされました。トリガー条項というのは税率を下げるという規定なのですが、その適用を停止するという事になっております。今、税率が上がっているということになっております。以上の経緯の中で、委員がおっしゃる暫定税率というような仕組みではなくて、今現在は特例的な率設定というような理解が正しいのかなと思っております。

○仲田弘毅委員 これは従来の道路建設財源としてあったものが、今現在は一般財源のほうに組み入れられるという形ですね。

○金城聡税務課長 そうです。

○仲田弘毅委員 そうなってくると、国も今、大変財源が厳しくて、消費税云々の話も出ていることはよく存じ上げているのですが、そういった中において、このデフレ脱却のために円安が進んで結果的には燃料の高騰というものにつながって、そして私たちの現在の生活物資を運んでいる、これだけのトラック運送業者の皆さんが、燃料が高騰したため大変経営が逼迫していると。ですから、そういった面で今回—これも前回からの要請、陳情なのですが、暫定—旧暫定税率の17円10銭でも早目に廃止してもらいたいという要望なのですが。従来、17円10銭プラス15円、計32円10銭が当時の引取税、総合トータルでこれだけの金額だったということでしょうか。

○金城聡税務課長 そのように理解してよろしいかと思えます。

○仲田弘毅委員 今、税を上げる方向に国は向かっているということですが、それからいいますと、この旧暫定税率の17円10銭も厳しいということでしょうか。

○金城聡税務課長 法律の規定に基づいてそうなっておりますので、国の財政が厳しいかどうか、税率を変更するまでに至るかどうかについては県のほうでは承知していないところであります。

○仲田弘毅委員 部長、今、あらゆる農業—水産業も含めて、この円安でもっ

て被害を受けているあらゆる事業、あるいはあらゆる団体に今、県は助成措置をとっているものもあるのですが、このトラック運送業界とかそのような団体、業界に県は県独自の一県単ということでも構わないのですが、そういった助成措置を考えていらっしゃいますか。

○小橋川健二総務部長 実は、このような業界への助成含めて交通関係は企画部のほうで所管をしております、私どもは制度として、税制度として今かかわっていると。今、税務課長から申しあげましたのは、地方税法でそういうふうに税率が打たれているということからしましても、なかなか私どもでこの17円をどうしろということは非常に言いづらい部分がございます。そういうような答弁でございます。

○仲田弘毅委員 この旧暫定税率そのものを廃止するということとは別に、県単の助成制度をいろいろな形で模索して、前向きに検討をするというお気持ちはありますか。

○小橋川健二総務部長 これは先ほども申しました、企画部でいろいろ検討されることではあると思います。ただ、軽油引取税については、例えば農林水産業など、漁船とかトラクターとかが減免をされていたりとかというものもございます。トラックについては、こういったものは価格に転嫁をしたりということが基本なのかもしれませんが、いきなり上昇してくるという場合には非常に業界とも難しいだろうと思いますので、そこは企画部がまた検討をすれば一よくよくまた話は聞いてみたいと思います。

○仲田弘毅委員 御配慮をお願いして終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第118号について。先ほど、総務部長のお話ですが、沖縄県青年団協議会—青年団協議会と沖縄県婦人連合会—婦人連合会とありますということだったのですが、陳情に出ているのは婦人連合会ですから、青年団協議会がどういう運営したのかよくわかりませんが、陳情を出している側をまず優先に物事を考えるのが一つだと思います。それで、2つ目は、業務報告とありますよね、補助金を受ける側は。これは教育委員会にも出している

とは思いますがけれども、青年団協議会と婦人連合会というのは活動の違いというか、どういう活動をしているのか。青年団の活動と婦人連合会の活動は全然違うと思います。これは雲泥の差があると思いますので、この辺を少し説明してもらえませんか。

○照屋敦管財課長 婦人連合会の活動は、各市町村婦人会の指導・援助と連携で、男女平等の推進とか青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応と地域社会の福祉増進とか、いろいろ、もろもろのものをやっております。その他もろもろな諸活動にボランティア等で活動しています。

○吉田勝廣委員 青年団協議会はどうですか。

○照屋敦管財課長 青年団協議会については、資料を持ち合わせておりません。ただ、基本的には青年活動の支部組織とかでいろいろ頑張っていると認識しております。

○吉田勝廣委員 青年団協議会の普通の活動内容はわかります。例えば、エイサーの時期とか、あるいは子どもたちの青少年育成協議会—青少協とかに入っているけれども、青年会は仕事をしながらのものでありますから、ある意味では。婦人会のほうは仕事をしていなくて、多くがボランティアで先ほど言われた活動に積極的に参加をしています。これは総務部長に言いたいのですが、そういうところを勘案しないと、ただ単にパーセンテージの議論ではないのではないかなど、課長が積極的に頑張ったら総務部長が落ちるかもしれないので、どうですか。

○照屋敦管財課長 今、委員からいろいろ御指摘がありましたけれども、管財課としましては、そういう減額の割合等につきましては、基準を設けて公平公正にほかへの影響とも勘案して、3割減とか、5割減とか、そういうことで対応しております。今回、婦人連合会につきましては、団体の性格とか、県との事務のかかわりとか、あとは利用の目的、県との財政の関係、営利目的とかをやっているか、そういうことをもろもろ勘案して総合的に判断した結果、今回はこれまで3割減で対応してきております。

○吉田勝廣委員 公平公正というのはよくわかります。ですが、その活動内容が今、苦しいか、苦しくないか、陳情が出ているか、出ていないかによってそ

れはある程度勘案すべきではないのかなど。もちろん、青年団協議会が30%でいいのかわかりませんよね。そういうことをただ公平公正の30%でとれるのではなくて、陳情が出ているのと、活動内容と、そしてその婦人連合会がもし仮に活動を停止した場合どうなるのかという影響の大きさ、やはりこういうことも考えながら議論していかないといけない。もし公平公正でそう言うのでしたら、あるいは教育委員会と一緒に相談して今度は補助金を上げるとか、そういう形で運営していかないといけないと思います。なぜ、私がそういうことを言うかという、今、各町村の婦人会一市はよくわかりませんが、町村の婦人会は加入する人たちが少なくなっているわけです。一生懸命頑張っているけれどもなかなか今の若い奥さん方が加入しない、その加入を求めて一生懸命努力はしています。努力はしているけれどもなかなか入らない、そしていつかは消滅する。例えば、金武町とか宜野座村、恩納村などを調べてみると、普通は各区に婦人会があるのですよ。この区別の婦人会のほうが消滅しつつあります。そういう危機感を抱いておりますし、恐らく教育委員会もそういう危機感を持たないといけないと思うのですが。あらゆるところからあらゆる県の組織を挙げてこの婦人会をどうするかということを考えながら支援しないと、恐らく一つ一つくしの歯が欠けるように消滅していくのではないのかなという懸念をしています。そういうことでもう少し現場を見て判断をしていただきたいなと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

出原基成警務部長。

○出原基成警察本部警務部長 それでは、公安委員会所管の議案について御説明申し上げます。議案書の15ページをお開きください。

乙第9号議案沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

本年6月14日に制定された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の一部が改正され、これまで同法で定めていた留置施設視察委員会委員の定数及び任期について、国の定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、沖縄県留置施設視察委員会の委員の任期について、条例で定めるものであります。

留置施設視察委員会は留置施設を視察し、あるいは被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握し、留置施設の適正な運営を確保することを目的に、都道府県警察本部に設置され、法律関係者、医師、人権擁護団体職員等で構成されております。

なお、施行期日は、平成26年4月1日を予定しております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 もう少し詳しく聞きたいのですが、この委員会は現在あるのでしょうか。新しくつくるのでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 もう既にございます。平成19年から運用されております。

○渡久地修委員 何名でしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 4名で構成されております。

○渡久地修委員 これは今、任期が何年で、これを何年にするのでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 従前は法律で1年と定められておりましたが、今回関係法令の整備の中で各地方公共団体で定めてくださいとされ、そして私どもとしては従前どおりの1年で支障がないということで、それを条例の中に盛り込むということでございます。

○渡久地修委員 この留置施設というのはどこを指しているのでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 当県の場合には、警察署に設置されております従前のいわゆる留置所でございます。

○渡久地修委員 いわゆる刑が確定した刑務所ではなくて、警察署の中の留置施設ということでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 県内にはこの留置施設は何カ所ありますか。

○出原基成警察本部警務部長 現在運用している留置施設は、12でございます。

○渡久地修委員 この視察というのは、きちんとやられているかと、人権がきちんと守られているかだと思うのですが、委員会の視察の実績はどうでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 これまで年に必ず各所のほうを委員が手分けして回っていただいて、例ではございますが、被留置者への貸し出し用の本の増冊はどうでありますとか、食事に対してランチョンマットを使用させたらどうかとか、整腸薬を置いてはどうかといったような改善の御意見をいただいて、できるものは全て対応し、ホームページ等でも公表させていただいております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、陳情第18号を除く公安委員会関係の陳情4件について審査を行います。

なお、陳情第18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員会と共管することから、12月13日の企画部関係の陳情審査において質疑を行います。

ただいまの陳情について、交通部交通規制課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊波一交通規制課長。

○伊波一警察本部交通規制課長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について御説明をいたします。お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

処理経過及び処理方針について御説明をいたします。

陳情第平成24年96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情、陳情第102号法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情、陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

次に、陳情平成24年第187号信号機の設置に関する陳情につきましては、本年3月に1基、11月に2基設置し、運用を開始したところであります。県警察におきましては、今後も県民の意見、要望を踏まえつつ、道路の構造、事故形態、事故発生の頻度や危険性、交通量等を調査・検討し、信号機設置の必要性を総合的に判断し、設置してまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 交通規制課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 1ページの陳情第96号、これはずっと継続できているのですが、当事者同士の話し合いは円満についているということで理解してよろしいでしょうか。

○伊波一警察本部交通規制課長 先の委員会におきましても、御指摘いただきまして、実は所轄署のほうから陳情者のお宅に訪問しておりますけれども、御自宅の門扉に鍵がかかり、インターホンでも応答が出ないという状況が続いております。継続して接触するような努力を重ねているというところでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 陳情平成24年第187号なのですが、信号機設置、3カ所ですが、私は2カ所毎日見ておりますので、この陳情の処理方針どおり今回は採択していきたいと思えます。本当にありがとうございました。感謝を申し上げます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 本年3月に1基、11月2基という一私はその信号が少しわからないです。今、3カ所出ていますよね。この3カ所も全て設置が終わったという認識でいいのでしょうか。

○伊波一警察本部交通規制課長 そのとおりでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 信号機設置の件なのですが、今、大体年平均何十基設置されているのか、まずはその辺からお伺いしたいと思います。

○伊波一警察本部交通規制課長 昨年度並びに本年度の場合、30基を設置しております。

○前島明男委員 昨年度は何基ですか。

○伊波一警察本部交通規制課長 昨年度が29基、本年度が30基の予定でございます。

○前島明男委員 これも何十年も一私は浦添市役所におりましたので、交通安全担当の部署にもおりました。そのときから大体年平均30基なのですよ。昭和60年という、あれから28年間ずっと同じです。大体30基前後なのですよね。これは知事執行部にもっと要求をしていただいて、40基なり、50基なり一要望は県内で何十件、何百件だろうと思うのですが、どれぐらい出ているのでしょうか。

○伊波一警察本部交通規制課長 もちろん毎年上申をしていただいておりますけれども、各所からの上申につきましては本年度60基ほどの上申がございます。

○前島明男委員 今、全体で設置の要望は60基しかないのでしょうか。

○伊波一警察本部交通規制課長 毎年要望を積み重ねるのではなくて、毎年交通状況は変化してまいりますので、所轄署を通じて設置が必要な箇所の調査をしておりますけれども、本年度につきましては60基の設置要請があるということでございます。

○前島明男委員 二十七、八年前に比べますと、随分要望が減ってきていますね。あのときは300基ぐらいたまっていたはずなのですよ。そのうちの10分の1の30基が毎年の設置件数だということで、執行部側も県の行政側もそれ以上予算を出してくれないなということで。本当はもっと50基、60基設置したいのだけれども、県のほうが30基しか認めないのだというような話があって一今はもう60基ということですから、かなり減ってきていますけれども、約30基設置予定だということになりますと、50%が残るということになるのですが……。どうぞ一日も早く要望の信号機が100%設置されますようお願いをしております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第102号ですが、ここの要請は建設業者及び生コン業者、関係業界に指導を徹底するという事になっていて、皆さん方の処理方針を見てみますと、結果、皆さん方は過積載違反の車両は検挙できるわけですね。これを見ると、事業者、使用者、荷主等に対して、再発防止策の指導、警告を行っていますということで、この事業主—建設業者、生コン業者に指導、警告というのはどのようなものですか。注意を与えるだけですか。トラックの運転手は罰金とか捕まりますよね。事業主はどうなりますか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 もちろん運転手につきましては過積載違反で検挙をして罰金等がありますけれども、事業者及び使用者、又は荷主、荷受等につきましては、下命・容認の事実がなければ検挙はできません。ただ、背景的なものを踏まえて、ことしの4月以降名護警察署から始まりましたけれども、そういった荷主、事業者等に対しても、過積載に対しての下命・容認は違反になりますよと、罰則で処分もされますよということで、そういった指導警告書という形で今、出しております。そういった使用者等の管理の車両等につきましては、いついつどこどこで違反をしましたというようなことを中に入れて、そういった下命・容認につきましては違反になりますよと。そういうことで、過積載防止を図ってくださいという内容の指導警告書を出しております。

○渡久地修委員 下命というのがはっきりした場合には、違反で取り締まるといことですね。どのような取り締まりなのでしょう、事業主に対しては。営業停止とかになるのでしょうか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 下命・容認の事実がわかりましたら、まず公安委員会のほうからそういった過積載はいけませんという形の指示を出すことができます。それに従わない場合に、今度は使用制限命令を出すことができます。もちろんそれに違反したら罰則が適用されます。荷主等につきましては、警察署長の権限でもって、これについても下命・容認が確認されましたら、再発防止命令を警察署長のほうから出すことができます。

○渡久地修委員 実態としては、下命といってもダンプの運転手というのは非常に弱い立場ですから、自分はこれ以上積まないよということでやったら、あなたには仕事は回さないよということで仕事をとれなくなるという、非常に弱い立場に置かれているのが実態ではないかなと思うのですが、皆さんとしてはこの実態というのは一般的には理解は当然していますよね。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 理解はしております。

○渡久地修委員 これは県警察としてどう業界に指導するかというのは一運転手を捕まえるのは日にちを決めて毎日検問をすればできるわけですけども、それが下命があったかどうかというのを証明するというのはかなり厳しいですよ。運転手も、これは言われてやりました、とはなかなか言わないと思います。例えば、今、厚労省がブラック企業対策というのをやっています、これも非常に難しいのですが、離職率を公表し始めています。この企業は1年間に何%離職していますよというのを社会に公表する、そうするとここは非常に待遇が悪いのだということが公になってしまうのです。だから、この下命というのが証明できない場合に、例えば、事業者—建設業者、生コン業者、いろいろなところから出たトラックの違反、検挙率が異常に高いということになったら、おのずと大体わかってくると思うのですが、その辺は常態化している事業者というのはあるのでしょうか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 下命・容認の関係等に関連しまして、そういった過積載をしている車両の使用者、事業者に対しては監督官庁であります沖縄総合事務局に対して違反の通知をしております。特に、ことしの9月以降は従来違反の積載が10割以上ということで通知をしておりましたけれども、ことしの9月以降は5割以上ということで、通知の幅を広げまして、通知をし、その通知を受けまして、総合事務局のほうではそういった事業所に立ち入りをして、調査をして、必要な行政処分等を行っているということで聞いております。

○渡久地修委員 ぜひ、これは命と安全にかかわりますので、引き続き今後も取り組んでください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第102号ですが、これは荷物の種類ですね。廃棄物だとか、この積載の種類。これらには何らかの規制がありますか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 荷物の種類には特に規制はございません。車検証を見ましたら、積載の数値が記載されております。それ以上を超えましたら過積載ということになります。

○吉田勝廣委員 米軍車両だと弾薬を積みますよね。例えば、民間の車両が弾薬を積むときに一民間の車両ですよ。これもちゃんと危険物とか、弾薬ですよという表示をつけますよね。ただ、それは許可を得た業者がやるのか—先ほどの積載物に規制はありますか、というのはそういう意味なのです。もう一つは、最近PCBを含む汚泥物であるとか、あるいはアスベストを含む物であるとか、そういうものを運ぶ—PCBには強い運ぶ規制があるわけですよ。輸送のルートを示しなさいなどがあります。そういうときには警察の立ち入りがあるかどうかとか、検査があるとか—これは誰が検査しますか。ここが少し私もこれまで疑問を持っていたものですから、聞いてみたいと思います。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 いわゆる危険物等の搬送につきまして、所管外のことで詳しいことは知らないのですが、必要な届け出があると承知しております。積載等の有無にあつて、その危険物搬送のときは届け出が必要だと承知しております。

○吉田勝廣委員 届け出は必要だけれども、誰が検査をするのか。例えばPCBだと、ある業者に頼んでその届けはすると、そうしたときに誰が検査をしてはつきり汚泥が漏れていないとか、あるいはその途中の搬送するときの船に運ぶとか、飛行機に運ぶなどいろいろあるものですから、そこをどういう形で誰がそれを検査したり、オーケーのサインを出すかと、そういうことがよくわからないので。どうですか、その辺は。

○伊波一警察本部交通規制課長 過積載ではございませんけれども、整備外積載とか、いわゆる物を載せる構造ではないのにそこに物を載せたりとか、逆に言えば、通常は制限がある積載以上の物を運んだりとか、そういう場合の許可に関しては警察の所管で道路交通法に基づく許可というのがございますけれども、今、委員がおっしゃるような積載物に関する規定というのは、実は、道路

交通法の中にはございませんので、警察の所管には含まれないかと思えます。

○吉田勝廣委員 PCBの搬送についてというものを讀んだことがあるのですが、処理場までの搬送の過程が大変厳しいのですよ。それで私がいつも思っていたのが、誰がこれを検査をして、誰がやるかということがあったものですから、それが今のところなければ、また別の法律があるかどうか。後でそれはまた教えてください。2つ目、これは交通規制課だと思いますが、米軍の車両が—これも一度議論をしたことがありますけれども、1台、2台、3台、4台、5台、連ねて走行します。—この場合、例えば民間のダンプカーが5台、6台、並んだときは何か規制がありますか。米軍がよくこのように連ねて走行しますよね、そうすると、その後ろのほうは交通渋滞で大変だと。だから、そういうところはどういう形で指導しているのか、また法的な規制があるかどうか、お聞きしたいと思えます。

○伊波一警察本部交通規制課長 単純に道路を走行される場合には、道路交通法上の制限はございません。ですから、民間であれ、軍の車両であれ、数台がつながって単純に走行しているという形態でしたら、何ら制限がないということになります。

○吉田勝廣委員 例えば、5台、6台とかが道路交通法の法律を守ってやると—例えば、先頭が60キロで走行すると、全て60キロにはならないですよ、後ろのほうは。そうすると、彼らは地位協定に基づいて自分の基地から移動先へ行くわけです。この連帯は規制がないのですか。通常の方法というのは、どういうものを指すのでしょうか。

○伊波一警察本部交通規制課長 通常の方法というのは、単純に素直に車が走行しているというお話を前提に今させていただいておりますけれども、例えば、中には通常の形態ではない、車両数台を連ねて、パレード的に速度を落として走行される場合があります。その場合には、委員がおっしゃるように、その他の交通に対する影響が存在するわけですから、その場合には道路使用の許可というのが出てくるということでございます。

○吉田勝廣委員 例えば、オートバイでもありますよね。並べて走行していきます。あそこは何も規制はないのでしょうか。規制がないとすると、大変ですね。

○伊波一警察本部交通規制課長 通常の道路におきましては、何台を連ねたらいけないとか、そういう法律的な制限はございませんので、最高速度とかそういう制限内で走行される場合には、特段の許可は必要ないということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 5ページの陳情第108号なのですが、この陳情は皆さんのところにも来ているのでしょうか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 トラック協議会からの陳情につきましては、県警のほうでも把握をしております。

○高嶺善伸委員 把握というよりは、公安委員会からの処理概要を読むときに、県警で受け付けて、公安委員会の議題として、この陳情に対してどういうふうな処理をするかということ、公安委員会の決議をもとに回答するのでしょうか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 この第108号の陳情につきましては、公安委員会宛ての陳情という形ではないものですから、議会の審査に入ることによってこちらのほうとして処理方針を示しているということになります。

○高嶺善伸委員 公安委員会名で処理概要が来ているものですから、議会にこの処理方針を説明するときには、公安委員会の議題として、一旦、公安委員の皆さんにはお諮りをしてから、処理方針を出すのか。それとも、交通指導課が所管課ですので、そこで処理概要を決めるのか。その辺の処理概要を出すまでの方針、流れを聞かせてください。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 今回の陳情につきましては、こちらの交通指導課が所管をしておりますので、所管課のほうでこの処理方針等を検討しまして、それをもって県警本部長までの決裁をいただいて、今回提出という形になっております。公安委員会のほうには、この関係では特に説明、報告等はいたしておりません。

○出原基成警察本部警務部長 議会でのいろいろなやりとり等については逐次公安委員会のほうには事後になっても報告はしております。そういった中でこういう議論がされている、その中で、もし公安委員会としての意思決定が必要なものについては、当然、その意思決定を反映したりとか、警察を管理する立場での意見は私ども事務局として拝聴するものはあるのですが、今回のものについては、県警としての判断で足りるものなので、後は事後でこういった議論が、常任委員会のほうでされましたといった報告については、私のほうで個別にさせていただいたり、業務の担当課でもらうというのが通例でございます。

○高嶺善伸委員 そうしますと、議会に出された陳情の種類によって、公安委員会にお諮りをして、決議をして、処理するものと、そうでないものがあるということでしょうか。だとしたら、どういったものが公安委員会に報告をして協議をしていただくのでしょうか。

○出原基成警察本部警務部長 今回の陳情については、全て議会のほうで受けて、所管部局が県警本部、だから名前としては公安委員会というふうになっていると思うのですが、公安委員会宛ての要望とかがまた別の枠で来たら、それは当然公安委員会のほうまで意思決定をして回答させていただくということはあると思います。

○高嶺善伸委員 県警本部長で決裁できるのと、公安委員会にお諮りする議案と、区別がわからなかったもので教えてもらいました。その陳情の処理方針を見て、1つだけ聞きたいのですが、無許可運送行為で実際に取り締まった事例とか、違反事例というのはございましたか。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 無許可運送の行為で、今回は白ナンバートラック—俗称白トラが対象になるかと思えますけれども、この白トラに関しましては過去5年間で検挙した件数はございません。ただ、白トラ以外の白ナンバータクシー—白タクにつきましては、5年間で5件検挙しております。それ以外、白ナンバーバス—白バス、無許可でのバスの路線につきましては、平成16年に1件検挙をしております。

○高嶺善伸委員 陳情に、この無許可運送行為が散見されるとあるものですか

ら、大きな問題になっているのかなと思ったのですが、過去5年の間に白トラ行為は一度も検挙されていないと。ということは、違反行為がないということなのか、取り締まりについても強化しているということだと思うのですが、この受注量が少なくなって、緑ナンバーは仕事量の確保に非常に苦慮しているわけです。だから、企業が申し込んで、企業が持っているトラックなら別として、白トラ行為をするトラック業者が横行しているのかなと思って不思議に感じているのですが、皆さんは関係機関と連携した実態把握に努め、指導、取り締まりを図ってまいりたいと考えているということですから、これは具体的に関係機関と連携した実態把握を今までしてこなかったのでしょうか。過去5年間、検挙実例、違反実例がないということは。

○喜屋武正志警察本部交通指導課長 いわゆる白トラ行為、白ナンバーでの積載物運送が即有償運送に当たるかどうかということが一例えば、有償運送に当たらないものとしましては、自荷需要というものがございます。自分の荷物を自分で運ぶ行為とか、あとそれに関連しまして、白ナンバーのトラックで荷物を搬送していますけれども、車検証等で見ますと所有者はその運転手、使用者は一例えば、建築会社とか、運送会社とかが当たる場合には、使用者の業務に関して、トラックで資材を運ぶことに関しましては、有償運送には当たらないという判断がされる面がありまして、それで白トラの現場での検挙、摘発が厳しい面がございます。あとは、運転手等について、そういった関係で調査をしますけれども、自分の物として運んでいるとかいうようなことがあります。

○高嶺善伸委員 我々議会も陳情を受け取って、こういう違反事例が横行しているのでしたら取り締まりを強化してもらわないといけないなと思いますけれども、事例としてなかなか判別が難しいというのであれば、我々もこういう陳情を受けている以上、こういうものが散見されるという声にもなっておりますので、ぜひ関係機関ともう少し実態把握に努めて、このような要請が繰り返されないように取り締まりのほうもぜひ頑張ってください。これは要望で終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

次回は、明 12月13日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子